

令和 3 事業年度業務実績評価書

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）
	中期目標期間	令和2年度～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課長 西平 賢哉
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室参事官 山田 航

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
<p>本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。</p>

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	A		
評価に至った理由	<p>項目別評価は10項目中Sが1項目、Aが6項目、Bが3項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきAとした。また、全体の評価を引き下げる事象はなかった。</p> <p>市場運用を開始した2001年度以降の21年間の平均での実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）は3.78%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	法人全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式 1 - 1 - 3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
年金積立金の管理及び運用業務	S	A				I	
年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	B	A				I - 1	
基本的な運用手法及び運用目標	S○ 重	A○ 重				I - 2	
運用の多様化・高度化	A	A				I - 3	
運用受託機関等の選定、評価及び管理	S○ 重	A○ 重				I - 4	
リスク管理	S○ 重	S○ 重				I - 5	
スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	A	A				I - 6	
情報発信・広報及び透明性の確保	A○ 重	A○ 重				I - 7	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。
 ※2 重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。
 ※3 「項目別調書 No.」欄には、今年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な業務運営体制の確立	B	B				II - 1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B				III - 1	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B				IV - 1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I	年金積立金の管理及び運用業務

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）				
										従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、 (1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、 (2) 基本的な運用手法及び運用目標、 (3) 運用の多	(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】 (2) 基本的な運用手法及び運用目標【A】 (3) 運用の多様化・高度化【A】 (4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】 (5) リスク管理【S】 (6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資【A】 (7) 情報発信・広報及び透明性の確保【A】	<評価と根拠> 評価：A 令和3年度は、米国等の利上げ開始やロシアのウクライナ侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環境下であるにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。具体的には、①令和3年度における資産全体の収益率は+5.42%、収益額は+約10兆円となった。また、令和3年度における資産全体の超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.26%となった。②年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回りについて、市場運用開始以降21年間の平均では3.78%となり、長期的な運用目標を上回っている。（長期的な運用目標は賃金上昇率+1.7%。） リスク指標については、前年度以上の低水準に抑制した。①推定トラッキングエラーについては、令和3年度末には28bp（令和2年度末51bp、令和元年度末63bp）となり、②VaRレシオは1.00~1.03で推移した。（VaRレシオとは、リスク量の基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況と	評価 A <評価に至った理由> 法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、 ・ 評価項目7項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用に主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中1項目（「I-5 リスク管理」）について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目	

			<p>様化・高度化、(4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理、(5) リスク管理、(6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資、(7) 情報発信・広報及び透明性の確保の各項目を実施したか。</p>	<p>なる。以下同じ。)</p> <p>また、①法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的に、株価指数先物の活用を開始したこと、②ポートフォリオの最適化に向けたファンドを新規設定し、パフォーマンス分析を強化したこと、③リスク管理ツールを拡充し、様々なリスクファクターを日次で計測したこと等、ポートフォリオ管理、運用の多様化・高度化、リスク管理などにおいて、継続的に改善を図った。</p> <p>年金積立金の運用は超長期で行うものであり、運用成果を単年度実績のみで評価するものではないが、市場のボラティリティが上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価する。</p> <p>このほか、①初めて「優れたTCFD開示」を公表したこと、②エンゲージメント強化型パッシブファンドを追加選定したこと、③国内株ESG総合指数における新たな指数を選定したこと等、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新たな取組も実施した。採用するESG指数は国内・海外あわせて計8指数となり、投資額も過去最高の約12.1兆円となった。</p> <p>広報活動についても、前年度に引き続きコロナ禍のもとの広報活動となったことから、Webを活用した活動に注力した。ツイッター閲覧数、YouTube視聴回数などのアウトカム指標が顕著に上昇したとともに、今中期目標期間で初めて実施した広報効果測定調査において、当法人の活動に対する信頼度上昇等が確認できた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>別評定「S」)。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、重要度が高いとしている3項目(「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」)を含む6項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(項目別評定「A」)。 <p>市場が大きく変動した2021年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、 資産全体で、収益率+5.42%、収益額約10.1兆円(累計収益額約105.4兆円)の収益を達成するとともに、 中期目標が求める、資産全体でのベンチマーク収益率を概ね確保(-0.06%)する(今中期目標期間での累積2年間で+0.26%)等の成果を挙げている。 <p>このほか、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新たな取組をはじめとした長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施している。</p>
--	--	--	---	---	---

							<p>法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合	株主議決権行使等の適切な対応	51/51 100%	55/55 100%	63/63 100%					予算額（千円）				
同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合	同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	22/22 100%	19/20 95%	22/23 96%					決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は次のとおりとす	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 (1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 令和 2 年 3 月に厚生労働大臣から示された第 4 期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第 4 期中期計画において、財政検証及び中期目標並	<評価と根拠> 評価：A 「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」については、関係法令等基本的方針に従って、市場への影響等に十分留意して年金積立金の管理及び運用を行うこととされている。 寄託金償還等に必要な流動性の確保については、引き続き厚生労働省と密に情報交換し、償還等見込み時期・額について把握分析したとともに、売却による収益	評価	A
						<評価に至った理由> 中期目標においては、 ・ 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用を行うこと ・ 市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、	

<p>る。</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、以下の制度上の枠組みを前提として、引き続き、適切な運用及び組織運営に努めること。</p> <p>① 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。(厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条)</p> <p>これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと</p>	<p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本</p>	<p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。</p> <p>また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号)の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用に当たって、関係法令に基づく</p>	<p>びに近年の経済情勢を踏まえて令和2年3月に策定した基本ポートフォリオ(令和2年4月から適用)に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。</p> <p>第4期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。)については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行った。</p> <p>令和3年度は、令和3年7月1日、令和3年10月1日、令和3年10月28日、令和3年12月1日、令和4年3月29日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》 (令和3年7月1日改正)</p> <p>財投債の会計区分を満期保有目的債券から売買目的有価証券に変更したことにより、業務方法書に規定する「国民年金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第18号)附則第37条第1項の規定に基づき引き受けた公債(財投債)であって満期保有とするもの」の保有が無くなったため、業務方法書及び業務方針について関連規定の削除等を行った。</p> <p>(令和3年10月1日改正)</p> <p>オルタナティブ資産に係るLPS投資のため、運用基本方針、運用ガイドライン等につき定めた。</p> <p>リスク管理が高度化等していることに伴い、リスク管理に関する規定内容を見直した。</p> <p>(令和3年10月28日改正)</p> <p>外国債券の評価ベンチマークであるFTSE世界国債インデックスにおける中国国債の組入れに際し、第59回経営委員会の議決に基づき、同インデックスについて、中</p>	<p>への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却している。これによって、短期資産を最小限に維持し、より利回りが見込める資産に投資できるようになっている。</p> <p>また、市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立した。具体的には、①投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定したこと、②リバランスのための専任チームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整したこと、③リバランスの効率化等を目的として、現物株の売買に加えて株価指数先物の活用を開始したこと(I-5参照)、④資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか詳細に検証したこと、⑤運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う等工夫を行ったことである。</p> <p>さらに、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着させた。(I-5参照)</p> <p>本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うという全ての項目の基礎となるものであり、定量目標は設定されていないが、資産規模が拡大する中であっても、流動性の確保、リスクの管理・抑制、(超過)収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制を確立・定着させたことは、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え</p>	<p>特に資金の投入及び回収に当たって特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないように十分留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うこと 株式運用において個別銘柄の選択を行わないこと等としている。 <p>これらに対し、法人においては、制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金運用の基本的考え方を踏まえて、市場への影響に対する配慮に十分に留意しつつ、年金積立金の適切な管理及び運用を行っている。</p> <p>具体的には、ロシア問題や米欧等での金融正常化を受けて金融市場の変動が高い中、流動性の高い株価指数先物の活用の開始など、以下の各般の取組を通じ、迅速な投資判断及び執行を可能とする運用体制の確立等を図ることで、市場影響やコスト等を勘案しつつ、適切な年金積立金の管理・運用を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 市場への影響を抑制しつつリバランスを効率的に行う専任チームが、執行方法を運用機関ときめ細かく調
---	--	--	--	--	--	--

<p>(他事考慮)はできない仕組みとなっている。</p> <p>② 外部運用機関への委託運用においては、投資判断の全部を一任する投資一任契約の締結により行う。(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)第21条等)</p> <p>これにより、法人が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、株式運用に当たっては、特定の企業を投資対象とする等の個別の銘柄選択や指示をすることはできない仕組みとなっている。</p> <p>③ 法人の中期計画は、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2等の目的に適合するものでなければならない。(法第20条第2項)</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、以</p>	<p>として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。</p>	<p>への分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。</p>	<p>制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っているか。</p> <p>また、積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っているか。</p> <p>(2) 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針について、適時適切にその内容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行っているか。</p>	<p>国債を除いたものに変更する改正を行った。</p> <p>(令和3年12月1日改正)</p> <p>法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的として、自家運用で株価指数先物取引を開始することに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>(令和4年3月29日改正)</p> <p>債券のスケジュール評価の開始に伴い、スケジュール責任に係る事項について株式に限定しないものに変更する改正を行った。</p>	<p>方を踏まえて、適切な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リバランスの効率化等を目的として、株価指数先物の活用を開始【I-5参照】 ・ 資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか事後検証 ・ 運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う工夫を実施 ・ パフォーマンス状況を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着【I-5参照】 <p>さらに、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行う観点から、年金特別会計への寄託金償還等への対応として、引き続き厚生労働省と連携の上、償還等見込み時期・額について把握分析するとともに、売却による収益への影響、市場へのインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これによって、年金財政において必要な流動性を確保しつつ、短期資産を最小限に維持(2021年度末で約0.8兆円、2020年度末は約1.6兆円)し、フルインベストメント(投資がされていない余剰の現金をできる限り残さないこと)の実現を図り、より利回りが見込める資産に投資できるようになっている。</p> <p>以上のような、市場の変動が激しい情勢下で、巨額な年金積立金を運用する法人にお</p>
--	---	--	--	---	--	---

<p>下の基本的な考え方を踏まえること。</p> <p>① 法人は長期運用機関であることから、株式市場や為替市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれることなく、資産の長期保有により、資産や地域等の分散投資の推進とあいまって、利子や配当収入を含め、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくこと。</p> <p>② 公的性格を有する法人の特殊性に鑑みると、公的運用機関としての投資行動が市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めることがないように十分留意すること。</p> <p>③ 法人は、世界最大級の機関投資家であり、法人の投資行動が市場に与える影響が大きいことに十分留意すること。</p> <p>積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚</p>						<p>いて、市場影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保、リスクの管理・抑制、(超過)収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制の確立・定着のための取組を実施したことについては、ポートフォリオのリスク削減とリスク管理強化に資する取組であり、中期目標が定める年金積立金の適切な管理・運用を強化し、運用目標の達成をより強固なものとするに資するものであり、高く評価できる。</p> <p>本項目が年金積立金の管理及び運用の全ての項目の基礎となることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし</p>
---	--	--	--	--	--	--

<p>生労働省告示第1号)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。</p> <p>(2)年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運</p>	<p>(2)年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p> <p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運用</p>	<p>(2)年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p> <p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>年金積立金の運用</p>	<p>(3)慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。</p> <p>(4)市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当た</p>	<p>(2)年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>① 受託者責任の徹底</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和3年10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関するeラーニング及び全役職員を対象とした内部通報制度に関する周知を実施した。さらに、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。</p> <p>② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮</p> <p>ア 令和3年度においては、精緻な流動性管理が安定化し、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。</p>	<p>(3)慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(4)資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動き</p>	
---	---	---	--	---	--	--

<p>用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意すること。</p> <p>企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権の行使等についての適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。</p> <p>また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。</p> <p>i 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p>	<p>に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。</p> <p>また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。</p> <p>i 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。</p>	<p>って、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意しているか。</p> <p>（5）企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行っているか。</p> <p>（6）運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、保有状況の確認を行っているか。</p>	<p>年金特別会計への寄託金償還等については、厚生労働省と密に情報交換し、償還等見込み時期・額について把握分析した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これらにより、短期資産を最小限に維持し、より利回りが見込める資産に投資可能となっている。</p> <p>イ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専担チームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 <p>企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っている。</p> <p>また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分に考慮し以下の取組を実施した。</p> <p>i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。</p> <p>ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。</p>	<p>に対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執行する運用体制を確立した。具体的には以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定した。 ・リバランスのための専担チームにおいて市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。 ・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどうか事後検証を実施した。 ・運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を与えないように実施した。 <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>（5）企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>（6）民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。令和3年度においては、外国株式で5%を超える保有が発生したが、早期の対応・解消が図られた。国内株式においては該当がなかった。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p>
--	---	--	---	---	---

<p>(3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。</p>	<p>ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 (3) 他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。</p>	<p>(7) 株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。 (8) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めているか。</p>	<p>(3) 他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めた。 また、第5回 GPIF Finance Awards の実施にあたり、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、表彰式及び受賞記念講演会を開催した。</p>	<p>(7) 企業経営等を与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考ええる。 (8) 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努めており、また、第5回 GPIF Finance Awards の実施にあたり、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、表彰式及び受賞記念講演会を開催するなど、他の管理運用主体との連携・協力を行うことに努めていることから、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>該当なし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	基本的な運用手法及び運用目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体のベンチマーク収益率の確保	資産全体に対する超過収益率	+0.32%	-0.06%					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
各資産のベンチマーク収益率の確保	各資産のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	+0.02%	+0.23%				決算額（千円）					
		国内株式に対する超過収益率	-0.59%	+0.13%				経常費用（千円）					
		外国債券に対する超過収益率	+1.63%	+0.41%				経常利益（千円）					
		外国株式に対する超過収益率	-0.79%	-0.90%				行政コスト（千円）					
ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を経営委員会へ報告し、投資行動のPDCA サイクルの取組を実施した回数	ベンチマーク収益率の確保	4回	14回	13回				従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価						
<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 長期的な観点からの資産構成割合に基づく運用</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金の実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行う</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4第1項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、こ</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p> <p>(2) 評価ベンチマーク収益率の確保</p> <p>令和3年度における資産全体及び各資産ごとの評価ベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各々の評価ベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>評価ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。</p> <p>なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、厚生労働大臣への寄託金の償還及び年金特別</p>	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p>(1) 基本ポートフォリオに基づく運用</p> <p>年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和3年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。</p> <p>(2) 評価ベンチマーク収益率の確保</p> <p>【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】</p> <p>令和3年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。</p> <p>●令和3年4月～令和4年3月</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産全体</td> <td>-0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度においては、米国等の利上げ開始やロシアのウクライナ侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環境下であるにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和3年度における資産全体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+5.42%、+約10兆円となった。令和3年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.26%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和3年度末には28bp、VaRレシオは1.00～1.03で推移しリスクは低水準に抑制した。</p> <p>国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の21年間の平均で3.78%となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7%を上回っている。</p> <p>また、令和3年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。</p>	(単位：%)			超過収益率	資産全体	-0.06	<p>3. 基本的な運用手法及び運用目標</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>「基本的な運用手法及び運用目標」については、年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき管理を行うこと、各年度において、資産全体及び各資産ごとに各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保することとされている。</p> <p>令和3年度は、米国等の利上げ開始やロシアのウクライナ侵攻等により、年度後半にかけて変動が激しくなった市場環境下であるにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。令和3年度における資産全体の収益率は+5.42%、収益額は+約10兆円となった。また、令和3年度における資産全体の超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.26%となった。</p> <p>国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体について、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降の21年間の平均で3.78%となっており、平成27年度以降の長期的な運用目標1.7%を上回っている。</p> <p>各資産の超過収益率については、国内債券で+0.23%、外国債券で+0.41%、国内株式で+0.13%とプラスの超過収益率となった。</p> <p>代表的なリスク指標では、推定トラッキングエラーは令和3年度末には28bp(令和2年度末51bp、令和元年度末63bp)、VaRレシオは1.00～1.03で推移しリスクは前年度以上の低水準に抑制した。</p> <p>年度後半にかけて市場のボラティリティが</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これに基づき管理を行うこと 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること <p>としている。</p> <p>これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮している。</p> <p>これに対し、法人においては、</p>
(単位：%)											
	超過収益率										
資産全体	-0.06										

こと。
 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

【重要度 高】
 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

(2) ベンチマーク収益率の確保
 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。
 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価

れを適切に管理する。
 利子や配当収入を含め、世界経済の成長の果実を長期的かつ安定的に獲得するとともに、リスク管理の観点から、資産や地域等を分散させた長期国際分散投資を基本とする。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

(2) ベンチマーク収益率の確保
 各年度における資産全体及び各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各々のベンチマーク収益率を確保する。
 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されているこ

会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を保有する必要があり、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映されていないこと等を踏まえて行う。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

(2) 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。

<評価の視点>
 (1) 基本ポートフォリオに基づく年金積立金の管理及び運用を適切に行っているか。

(2) 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保しているか。

●令和3年4月～令和4年3月

(単位：%)

	超過収益率
国内債券	+0.23
パッシブ運用	-0.15
アクティブ運用	+1.51
外国債券	+0.41
パッシブ運用	-0.13
アクティブ運用	+2.26
国内株式	+0.13
パッシブ運用	+0.27
アクティブ運用	-1.92
外国株式	-0.90
パッシブ運用	-0.07
アクティブ運用	-6.45

各資産については、国内債券、外国債券、国内株式の3資産は、プラスの超過収益率となったが、外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.23%の超過収益率となった。パッシブ運用がヘッジ付き外国債券を中心にマイナスの超過収益率となったが、アクティブ運用は物価連動国債やクレジットセクターのオーバーウエイトが寄与してプラスの超過収益率となった。

外国債券については、+0.41%の超過収益率となった。パッシブ運用が地域別の国債配分によりマイナスの超過収益率となる一方、アクティブ運用は外国債券として位置づけているオルタナティブ投資が大きく寄与してプラスの超過収益率となった。

国内株式については、+0.13%の超過収益率となった。パッシブ運用がESG指数やスマートベータ指数を中心にプラスの超過収益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用がマイナスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.90%の超過収益率となった。パッシブ運用はベンチマーク並みの収益率となったが、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用では大幅なマイナス超過収益率となった。

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベ

上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と評価する。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。

【評価の視点】
 (1) 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じている。
 以上により、所期の目標を達成していると考えられる。

(2) 資産全体について、令和3年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.26%となった。一方で、推定トラッキングエラーは令和3年度末には28bp、VaR レシオは1.00～1.03で推移しリスクは低水準に抑制した。

各資産については、国内債券、外国債券、国内株式の3資産は、プラスの超過収益率となったが、外国株式はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.23%の超過収益率となった。パッシブ運用がヘッジ付き外国債券を中心にマイナスの超過収益率となったが、アクティブ運用は物価連動国債やクレジットセクターのオーバーウエイトが寄与してプラスの超過収益率となった。

外国債券については、+0.41%の超過収益率となった。パッシブ運用が地域別の国債配分によりマイナスの超過収益率となる一方、アクティブ運用は外国債券と

基本ポートフォリオとの乖離状況を日々把握し、乖離許容幅の範囲内に収まるように適時リバランスを実施

より適時適切なリバランスが行えるよう、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化するとともに、資産全体のリバランスの効率化等を目的とした株価指数先物取引を2021年度中に開始【I-5参照】

短期資産を最小限に維持【I-1参照】

など、ポートフォリオの最適化及びリスク管理強化に努め、基本ポートフォリオに基づく運用を着実かつ精緻に実施することで、市場変動等により生じるリスクの削減と収益確保の両立を図った。

こうした取組の結果、

資産全体で、収益率+5.42%、収益額約10.1兆円(累計収益額約105.4兆円)の収益を達成するとともに、

年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である、市場全体(複合ベンチマーク)での超過収益率についても概ね確保(-0.06%)し、今中期目標期間での累積2年間の超過収益率は+0.26%と目標を達成している。

各資産においても4資産中3資産でプラスの超過収益率を確保(国内債券+0.23%、外国債券+0.41%、

証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。

【目標設定の考え方】

ベンチマーク収益率と法人の実際の運用収益率を比較することにより、法人の運用実績の評価を行う。なお、運用実績の評価に当たっては、運用する資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できないこと等の要因があることを考慮する。

【重要度高】

上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。

と、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。

ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ベンチマーク 要因①	ファンド 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①+②+③
国内債券	+0.04%	+0.19%	+0.00%	+0.23%
外国債券	-0.09%	+0.50%	-0.00%	+0.41%
国内株式	+0.24%	-0.12%	+0.01%	+0.13%
外国株式	+0.06%	-0.96%	+0.00%	-0.90%

(注1)ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。
(注2)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャー・ベンチマークの収益率の差による要因。
(注3)その他要因とは、計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因
-0.99%	-1.22%	+0.23%	+0.04%	+0.19%	+0.00%

	NOMURA-BPI 「除(ABS) (バラン)	NOMURA-BPI国債 (バラン)	米国債 円ヘッジ (バラン)	欧州国債 円ヘッジ (バラン)	米国MBS 円ヘッジ (バラン)
ベンチマーク要因	0.00%	-0.06%	-0.07%	-0.01%	-0.11%
ファンド要因	+0.04%	+0.01%	+0.01%	-0.00%	+0.06%

	NOMURA-BPI 「除(ABS) (アクティブ)	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	短期資産 (その他)	合計
ベンチマーク要因	0.00%	+0.00%	+0.27%	0.00%	+0.01%	+0.04%
ファンド要因	+0.02%	+0.04%	-0.03%	+0.05%	+0.00%	+0.19%

[外国債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因
2.29%	1.88%	+0.41%	-0.09%	+0.50%	-0.00%

	世界国債 (バラン)	世界国債 その他 (バラン)	米国債 (バラン)	米国債 1-3年 (バラン)	欧州国債 (バラン)	米国国債 (バラン)	ユーロ債 (バラン)	米国ハイールド (バラン)	欧州ハイールド (バラン)
ベンチマーク要因	0.00%	-0.02%	+0.47%	+0.00%	-0.01%	-0.00%	+0.00%	+0.03%	-0.00%
ファンド要因	+0.02%	-0.00%	+0.01%	-0.00%	-0.01%	-0.00%	-0.00%	+0.00%	+0.00%

	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	米国ハイールド (アクティブ)	欧州ハイールド (アクティブ)
ベンチマーク要因	+0.03%	+0.00%	-0.09%	+0.03%	-0.00%
ファンド要因	+0.03%	+0.03%	-0.01%	+0.00%	+0.00%

	ヨーロッパ (アクティブ)	ヨーロッパ (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	短期資産 (その他)	合計
ベンチマーク要因	+0.00%	-0.02%	0.00%	+0.01%	-0.09%
ファンド要因	+0.00%	-0.01%	+0.42%	-0.00%	+0.50%

[国内株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因
2.12%	1.99%	+0.13%	+0.24%	-0.12%	+0.01%

	TOPIX (バラン)	RUSSELL/ NOMURA Prime (バラン)	MSCI JAPAN IMI REIT (バラン)	MSCIジャパン ESG セクターリーダーズ (バラン)	MSCI日本株 女性活躍 (バラン)
ベンチマーク要因	0.00%	-0.00%	-0.00%	+0.07%	-0.03%
ファンド要因	+0.01%	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%

	FTSE Blossom Japan (バラン)	FTSE Blossom Japan Sector Relative (バラン)	S&P/JPX カーボン (バラン)	野村HPI (バラン)
ベンチマーク要因	+0.11%	+0.01%	-0.00%	+0.09%
ファンド要因	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth (アクティブ)	MSCI Japan Small (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ベンチマーク要因	0.00%	+0.06%	-0.02%	-0.03%	-0.01%	0.00%	+0.24%
ファンド要因	-0.11%	-0.01%	-0.01%	-0.00%	+0.00%	+0.01%	-0.12%

して位置づけているオルタナティブ投資が大きく寄与してプラスの超過収益率となった。

国内株式については、+0.13%の超過収益率となった。パッシブ運用がESG指数やスマートベータ指数を中心にプラスの超過収益率となる一方、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用がマイナスの超過収益率となった。

外国株式については、-0.90%の超過収益率となった。パッシブ運用はベンチマーク並みの収益率となったが、成長株をオーバーウエイトしていたアクティブ運用では大幅なマイナス超過収益率となった。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

国内株式+0.13%)している。

巨額資産の運用の下でのリバランス等の資産管理が困難である中、そして米国等の利上げ開始やロシア問題により年度後半に市場環境が激しくなる中でも、機動的なリバランスを行って多額の資金移動を円滑に行いつつ、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量を昨年度以上の低水準に抑制し【I-5参照】、更に運用機関への迅速な配分見直し等で収益率低下の抑制も図りながら【I-4参照】、資産全体でプラスの収益を確保するとともに、資産全体での対市場の超過収益率を概ね確保したことは、高く評価できる。

また、市場運用を開始した2001年度から2021年度までの平均での実質的な運用利回りは3.78%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り(1.7%)を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。

なお、ベンチマークについては、外国債券のベンチマークとして用いていたFTSE世界国債インデックスに2021年10月から中国国債が組み入れられたが、リスク管理の観点にも留意した上で、国際的な決済システムでの決済ができないこと、法人の投資規模と比較して市場の流動性が

(3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いているか。

(4) パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告しているか。その際、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資

[外国株式]

時間加算収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ベンチマーク要因	ファンド要因	その他要因
18.48%	19.38%	-0.90%	+0.06%	-0.96%	+0.00%

	ACWI (パッシブ)	北米 (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	太平洋 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)	MSCI ACWI ESG ユニバーサル (パッシブ)	Morningstar ジェンダー・ダイバーシティ (パッシブ)
ベンチマーク要因	+0.01%	+0.38%	-0.08%	-0.02%	-0.47%	+0.05%	+0.01%	+0.02%
ファンド要因	+0.06%	-0.02%	+0.00%	+0.00%	+0.00%	-0.00%	-0.00%	-0.00%

	ACWI (アクティブ)	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ベンチマーク要因	-0.00%	+0.23%	-0.11%	-0.02%	+0.06%
ファンド要因	-0.55%	-0.48%	-0.05%	+0.09%	-0.96%

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

なお、中国国債は、令和3年10月からFTSE世界国債インデックスに組み入れられたが、国際的な決済システムでの決済ができないこと、当法人の投資規模と比較して市場の流動性が限定的であること、先物取引が外国人投資家には認められていないこと等から、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマークとした。

国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」
国内株式	TOPIX(配当込み)
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)
外国株式	MSCI ACWI(除く日本、円ベース、配当込み、配当課税要因考慮前)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差である超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファンド要因、④その他要因(誤差含む)の4つの要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	ベンチマーク要因 ②	ファンド要因 ③	その他要因 (誤差含む) ④	①+②+③+④
国内債券	+0.01%	+0.01%	+0.05%	-0.00%	+0.07%
外国債券	+0.00%	-0.02%	+0.13%	+0.00%	+0.11%
国内株式	-0.04%	+0.06%	-0.03%	+0.00%	-0.01%
外国株式	-0.02%	+0.01%	-0.21%	-0.00%	-0.22%
合計	-0.05%	+0.06%	-0.07%	-0.00%	-0.06%

(3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考え。

なお、中国国債は、令和3年10月からFTSE世界国債インデックスに組み入れられたが、国際的な決済システムでの決済ができないこと、当法人の投資規模と比較して市場の流動性が限定的であること、先物取引が外国人投資家には認められていないこと等から、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマークとした。

(4) パフォーマンス評価に当たっては、超過収益率を、資産配分要因、ベンチマーク要因、ファンド要因等に分解して日次ベースでABOR(会計データ)だけでなくIBOR(投資判断用データ)でよりタイムリーに複眼的に分析をした。この結果は日次で役員や関係部室に連携し、月次の運用リスク管理委員会において法人全体で共有し、四半期毎に経営委員会に報告している。これに基づき資産配分、ベンチマーク、各運用受託機関の配分・回収の判断により頻繁かつタイムリーに活用するなど、投資行動のPDCAサイクルが更に回るよう努めた。(I-5参照)

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

限定的であること、先物取引が外国人投資家に認められていないこと等を考慮し、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマークとしており、投資環境に応じて、適切な市場指標を選定し、利用している。

中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、年度後半にかけて市場のボラティリティが上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、資産全体での超過収益率を概ね確保したことを踏まえ、以上のような法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、運用業務の精緻化及び効率化に資するよう必要な体制整備等を図りつつ、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うことが望まれる。

<その他事項>

(外部有識者の意見)
特になし

<p>(3) モデルポートフォリオの策定及び見直し 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。 財政の現況及び見通しが作成されたときや、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じて、これを変更すること。</p>	<p>(3) モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオを策定する。 (4) モデルポートフォリオの見直し モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離し、又は大きく変化する可能性がある等、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要な修正を行う。このようなモデルポートフォリオの検証は、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施する。</p>		<p>行動のPDCAサイクルが回るように努めているか。 (5) 他の管理運用主体と共同して、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下、「モデルポートフォリオ」という。)を定めているか。 (6) モデルポートフォリオについて、財政の現況及び見通しが作成されたときや策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を加え、必要に応じて、これを変更しているか。</p>		<p>(5) 現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同して定めており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定している。 以上により、所期の目標を達成していると考えます。 (6) モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断された時に実施するものであり、令和3年度にはそうした判断には至らなかった。 以上により、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>(4) 基本ポートフォリオの策定及び見直し</p> <p>経営委員会は、基本ポートフォリオを、モデルポートフォリオを参酌して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。</p> <p>その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナ</p>	<p>(5) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。</p> <p>その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実</p>	<p>(3) 基本ポートフォリオ</p> <p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成割合 国内債券25% 外国債券25% 国内株式25% 外国株式25% ・乖離許容幅 国内債券±7% 外国債券±6% 国内株式±8% 外国株式±7% 債券全体±11% 株式全体±11% <p>(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。</p>	<p>(7) 基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮しているか。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っているか。</p>	<p>(3) 基本ポートフォリオ</p> <p>中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。また、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオについては、他の管理運用主体と共同して定めている。</p> <p>なお、現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。</p>	<p>(7) 現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行っている。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
--	---	---	---	--	--	--

<p>リオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行うこと。</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。</p>	<p>施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。</p> <p>（6）基本ポートフォリオ</p> <p>①資産区分ごとの構成割合と乖離許容幅</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <p>なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p> <p>・資産構成割合 国内債券25% 外国債券25% 国内株式25% 外国株式25%</p> <p>・乖離許容幅 国内債券±7% 外国債券±6% 国内株式±8% 外国株式±7% 債券全体±11%</p>					
---	--	--	--	--	--	--

	<p>株式全体±11%</p> <p>(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。</p> <p>②乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。</p> <p>③オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を</p>	<p>① 乖離許容幅の考え方 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。</p> <p>② オルタナティブ資産運用の在り方 オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決</p>				
--	---	---	--	--	--	--

	<p>経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。</p>	<p>定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。</p>		<p>(4) 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとされている。検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階での実施とすることを決定した。基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリングの結果、令和3年度においては、運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではなく、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要はないと判断した。</p> <p>また、基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営委員会の下に設置することとしており、金融・経済の分野に専門的知見のある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなっている。</p> <p>なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオの検証において必要と判断されたときに実施するものであり、令和3年度にはそうした判断には至らなかった。</p>	<p>(8) 基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施するものとされている。検証の方法については、経営委員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段階での実施とすることを決定した。基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリングの結果、令和3年度においては、運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではなく、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要はないと判断した。</p> <p>また、基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営委員会の下に設置することとしており、金融・経済の分野に専門的知見のある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなっている。</p>	
--	---	--	--	--	--	--

<p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</p>	<p>に修正を行う。 なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。</p> <p>(8) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</p>	<p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。</p>	<p>(9) 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保しているか。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を行っているか。</p>	<p>(5) 年金給付のための流動性の確保 令和3年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行った。 運用専門職員による市場分析について、令和3年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和3年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、1社について継続困難と判断したが、その他の社については予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。</p>	<p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(9) 令和3年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行った。 以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

					<p>〈課題と対応〉</p> <p>○運用の精緻化のためのシステム整備等</p> <p>当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。今中期目標期間の2年間で運用資産額が大きく増加し、外国資産は、令和3年度末で約99兆円に達している。</p> <p>今中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻等、市場に大きな影響を与えるイベントが発生・継続しており、今後も市場変動（ボラティリティ）が大きな状況が続くと見込まれる。</p> <p>この環境下で、今中期目標期間において新たに運用目標とされた資産全体の複合ベンチマーク収益率を達成するためには、当法人がポートフォリオ全体のリスク管理の観点から自ら国内外の市場動向を常時把握し、機動的なリバランス等の検討・実行を行うことが不可欠となってきた。</p> <p>この点、当法人は国内外の市場スケジュールを考慮に入れた運用に努めているものの、海外市場が日本の連休期間等に大きく動いて当法人の資産構成やリスク量が急変するケースでは至急の対応に限界が生じ、運用目標達成に課題となっている。</p> <p>今後も運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、中長期的に、運用業務の精緻化・効率化を図るため、リスク管理システムや発注システムの整備、海外市場で効率的・効果的に運用するための体制、情報セキュリティ対策等について検討する必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	運用の多様化・高度化		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保	4資産中2資産で超過収益を確保	4資産中3資産で超過収益を確保	4資産中2資産で超過収益を確保					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	パッシブ運用における運用収益の向上	月1回以上	46回	41回				決算額（千円）					
新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数	運用収益の向上	—	5件	9件				経常費用（千円）					
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	運用収益の向上	1件	2件	3件				経常利益（千円）					
								行政コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
4. 運用の多様	4. 運用の多様	4. 運用の多様		4. 運用の多様化・高度化	<評定と根拠>	評定	A

化・高度化
運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。
ベンチマークについては、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産（オルタナティブ資産）の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。
新たな運用手法及び運用対象の導入等に当た

化・高度化
(1) 運用手法
運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。
運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、平成30年度より導入している新実績連動報酬体系

化・高度化
(1) 運用手法
①運用手法については、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。
②各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。
ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、スタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。

(1) 運用手法

① 令和3年度においては、該当事項はなかった。

② 令和3年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおりである。

●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（令和4年3月末）

(単位：%)

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計
パッシブ	76.60	79.22	93.65	90.82	85.21
アクティブ	23.40	20.78	6.35	9.18	14.79

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。

●各資産の対ベンチマーク超過収益率（令和3年4月～令和4年3月）

(単位：%)

	超過収益率
国内債券	+0.23
パッシブ運用	-0.15
アクティブ運用	+1.51
外国債券	+0.41
パッシブ運用	-0.13
アクティブ運用	+2.26
国内株式	+0.13
パッシブ運用	+0.27
アクティブ運用	-1.92
外国株式	-0.90
パッシブ運用	-0.07
アクティブ運用	-6.45

評定：A

「運用の多様化・高度化」については、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資については、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等の固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等とされている。

アクティブ運用については、4資産中2資産（国内債券、外国債券）において、超過収益を獲得した。パフォーマンス不振等の4ファンド（資産額約0.4兆円）を解約し、国内債券の5ファンドの新規採用を行った（I-4参照）。さらに、アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行うこととし、委託先運用機関への説明を行い、令和4年度より適用することとした。

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たなESG指数、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債を設定（当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。）し、資金を配分した。また、外国株式でも地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。

オルタナティブ投資については、プライベート・エクイティ分野で日本市場対象運用受託機関1社と契約締結を行ったほか、既存ファンドによる投資も進展した結果、資産が着実に増加（約8,000億円増）し、資産全体に占める割合が初めて1%を超えた。また、リスク管理については、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先FoFとのパフォーマンス比較、各FoFのNAV変動要因、TWRとIRRのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化したとともに、プライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手し、引き続きオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に努めた。さらに、令和2年度に拡充・強化した法務機能を活用し、契約締結の増加等の効果も見られた。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。

<評定に至った理由>

中期目標においては、運用手法について、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等としている。

これに対し、法人においては、アクティブ運用において、

- 運用受託機関の定量評価・定性評価に基づき超過収益獲得の確信が持てるファンドの選定等を行うとともに、
 - 運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4ファンド（資産額約0.4兆円）を解約する等、継続的にファンドの入れ替えを適時適切に実施しており、4資産中、国内債券及び外国債券の2資産で超過収益を獲得した。
- さらに、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から、実績連動報酬制度

<p>っては、被保険者の利益に資することを前提に、年金資金運用の観点から、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、経営委員会において幅広く検討を行うとともに、経営委員会による適切な管理を行うこと。</p> <p>オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等を踏まえ、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとした体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で</p>	<p>等を通じて、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とアクティブ運用受託機関のセルフガバナンス向上を図る。</p> <p>ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、幅広い観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しいオルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。</p> <p>また、インデックス・ポストイングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。</p>	<p>③伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直し等を含めた検討を行う。</p> <p>また、インデックス・ポストイングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。</p> <p>④アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び実績連動報酬の導入を通じ、運用受託機関とのアライメントを図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに、中期目標期間において超過収益を獲得しているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか。さらに、アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーの管理、アクティブ運用受託機関とのアライメント強化とそのセルフガバナンス向上を図る取組を適切に行っているか。</p> <p>(2) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難しい非伝統的資産(オルタナテ</p>	<p>③ 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、安定的な超過収益確保及び評価ベンチマークとのミスフィット(乖離)リスク抑制の観点から、国内債券アクティブのマネジャー・ベンチマークを NOMURA-BPI 物価連動国債プラスから NOMURA-BPI「除く ABS」へ変更した。また国内株式で ESG 指数パッシブを設定した他、リスク管理の高度化の観点から、外国債券で地域別の投資適格社債パッシブを設定した。</p> <p>令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポストイングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和3年度においては、国内株 ESG 総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株 ESG 総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。</p> <p>この他にも、物価連動国債の為替ヘッジ付き MBS 取引への活用も行った。</p> <p>④ アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを行うこととし、委託先運用機関への説明を行い、令和4年度より適用することとした。パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たな ESG 指数、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債を設定し、資金を配分した。外国債券で地域別の投資適格社債パッシブ2ファンドを設定したことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。また、外国株式でも地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>(1) アクティブ運用については、令和3年度において、4資産中2資産(国内債券、外国債券)について超過収益を獲得した。</p> <p>運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談を重ね、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、安定した組織・運用体制が確立され、中長期にわたって超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定している。</p> <p>その中で、パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4アクティブファンド(資産額約0.4兆円)を解約した一方で、安定的な超過収益の確保が見込める国内債券の5アクティブファンドを新規で採用し、合計約1.25兆円の資金を配分した。(I-4参照)</p> <p>国内債券アクティブマネジャーの審査においては、新実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアライメントのとれた報酬体系とすることができた。また、報酬制度について当法人とのアライメントがとれているかどうかの観点から総合評価を実施し、セルフガバナンスの強化を図った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>(2) パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たな ESG 指数ファンド、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債ファンドを設定し、資金を配分した。また、外国株式で地域別パッシブのファンドを追加設定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。</p> <p>また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、オ</p>	<p>について計算方法を一部見直し、ファンドのより一層適切な管理を行うための取組を行っている(2022年度から適用)。</p> <p>法人の運用の中心となっているパッシブ運用においては、運用資産全体の長期的な収益の向上を目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内株式では新たな ESG 総合型指数を選定 外国債券では米国及び欧州の投資適格社債ファンドを選定し、法人の判断でポートフォリオ全体を見渡して社債等への配分比率を柔軟に調整できる体制を整備 外国株式では地域別パッシブファンドを追加選定 <p>といった、ベンチマークの多様化を進め、法人がよりきめ細かなリスク管理を行う体制を構築し、長期的なリターン改善に資する運用の多様化・高度化を行った。</p> <p>また、「インデックス・ポストイング」(様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、インデックスに</p>
---	--	--	---	--	---	---

<p>取組を進めること。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進めること。</p>	<p>(2) 運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の</p>	<p>(2) 運用対象の多様化 ①運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。</p>	<p>ィブ資産)の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。さらに、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的にしているか。</p>	<p>(2) 運用対象の多様化 ① 令和3年度中に追加した新たな運用対象はない一方で、既存の運用対象では以下の通り追加を行った。FoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、プライベート・エクイティ分野で前年度初めて選定した日本市場対象運用受託機関1社と契約締結を完了し運用を開始した。不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に関し1社と契約締結に向け交渉を継続している。また、インフラストラクチャー分野でグローバル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関2社の新規FoFに投資を実施した。</p>	<p>ルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。これらに加え、前年度明確化した抽出基準を用いて、効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先FoFとのパフォーマンス比較、各FoFのNAV変動要因の詳細分析、TWRとIRRのパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。さらにプライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に努めた。</p> <p>さらに、令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和3年度においては、国内株ESG総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。</p> <p>提供された情報の分析の結果、国内株ESG総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexを選定し、運用を開始した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(3) 令和3年度においては、該当事項はなかった。</p>	<p>関する情報を常時受け付ける仕組み)を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行っており、当該情報収集・分析の結果、上記の国内株式におけるESG総合型指数の新規選定につながった。</p> <p>より大きな分散投資効果が期待できるオルタナティブ投資については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに国内プライベート・エクイティ分野での運用受託機関を選定したほか、 既存分野での投資も進展したこと等により資産額が着実に増加しており、2021年度末のオルタナティブ資産の時価総額は2兆1,586億円(前年度末対比で約8,000億円の増加)、年金積立金全体に占める割合は1.07%と初めて1%を超えた。 <p>オルタナティブ資産固有の考慮要素の十分な検討等も行いつつ以下の取組を進めており、</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産プライベート市場、上場市場データと投資先とのパフォーマンス比較分析 各投資先の純資産
--	--	---	--	---	--	--

<p>利益に資することを前提に、経営委員会において幅広く検討を行う。</p> <p>オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材の確保及び外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、ミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。また、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。この間、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点か</p>	<p>②オルタナティブ投資については、高い専門性を有する投資フロント人材の確保並びに外部アドバイザーの活用により良質な案件の選定力を高めるとともに、専門性を有する外部人材の活用を検討も含めたミドル機能及びバック機能の充実による体制整備を図る。加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることにより、適時適切に対応する。</p>	<p>広に検討を行うとともに、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行っているか。</p> <p>(4)オルタナティブ投資については、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況等の固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する人材の確保等により良質な案件の選定力を高め、ミドル機能及びバック機能の充実を始めた体制整備を図りつつ、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備を含む市場環境の整備等のオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めているか。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的にを行い、検証結果に</p>	<p>② オルタナティブ資産のリスク管理については、前年度に役割分担を明確化した運用リスク管理室と協働、運用リスク管理委員会を通じてオルタナティブ投資室に求められているオルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的な取組として、前年度明確化した抽出基準を用いて、効率的に注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。これらに加え、プライベート資産と上場資産との連動制検証、統計的ファクターモデルによるリスク量計測の有効性検証等にも着手し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に努めた。また、投資パフォーマンス状況については、投資戦略部と協働して通貨エクスポージャーや超過収益性の詳細分析を実施し、適時・的確なレポートングを実現した。加えて、バック機能を担う運用管理部とは、業務分担の明確化により相互の牽制機能を充実する一方、部室間のコミュニケーションを密接に行うことで円滑なオペレーションを実施した。</p> <p>オルタナティブ投資に適時かつ適切に対応するための法務体制を引き続き強化した。年度内においては選定済みの外部法律事務所とより深度のあるコミュニケーションを実施し、当法人のニーズと期待水準を明確化し、外部法律事務所の履行水準の向上を図った。また、外部法律事務所の有効活用を通じ、より丁寧かつ深度のある審査を実現しつつ、令和元年度は1件にとどまった FoF 案件につき、前述の取組み開始以降は停滞中であった案件も含め、令和2年度に2件、令和3年度は3件、合計5件の新規案件を実施することができた。なお、既存の外部法律事務所については本年度をもって契約期間が終了することから、新たな外部法律事務所の調達を行った。新たな経験・蓄積を踏まえ、関係者のヒアリングを詳細かつ広範に実施したうえで、新規調達を実施したことから、内外の専門性の高い外部法律事務所を選定することができ、法務室リソー</p>	<p>(4) フロントの運用専門職人材の採用を行うとともに、採用済みの外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査を行った。また、シニアクラスの運用専門職人材の新規採用とオルタナティブ投資室内での人員配置の見直しでミドルチーム・スタッフを拡充した。定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法については、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタリングの深化を図ったほか、引き続き、オルタナティブ資産のリスク管理については、前年度に役割分担を明確化した運用リスク管理室と協働し、運用リスク管理委員会を通じてオルタナティブ投資室に求められているオルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。具体的には、TWR と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、入手可能な各資産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法のさらなる高度化も実施した。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充実も図った。</p> <p>さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するために必要となる法務機能について引き続き検証し、当該検証結果に基づき、法人内担当者間の連携体制、専門性を有する弁護士など外部リソースを確保することを通じて、今後の業務の高度化や増加も視野にいたし、必要な体制を構築することができた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>総額 (NAV : Net Asset Value) の変動要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オルタナティブ資産の収益率 (IRR : 内部収益率) と伝統資産収益率の差異要因の詳細分析 <p>など、資産管理の強化、投資パフォーマンス分析手法の高度化を進め、また他部門との連携・機能集約でバック機能の充実も図った。</p> <p>また、個別性の高い同投資に対応する法務機能について、継続的に検証、専門性の高い法律事務所の新たな選定など外部リソース確保を通じ、今後の業務の高度化や増加も視野に入れた体制を構築・強化。こうした法務機能の更なる強化・活用により、2021 年度における契約件数は増加しており、機能強化の効果が現れている。</p> <p>以上のような法人における運用の多様化・高度化の取組は、運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資するものであり、新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p>
--	---	--	--	---	--

	<p>らの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。</p> <p>加えて、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を図る。</p>	<p>③オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、他のアセットオーナーとの戦略的パートナーシップ投資等についての取組を進める。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら慎重な取組を進める。</p> <p>④オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託</p>	<p>についても十分に検討した上で慎重な取組を進めているか。</p> <p>さらに、個別性の高いオルタナティブ投資に対して適時適切に対応できるよう、法務機能の拡充・強化を行っているか。</p>	<p>スがなお不足する中、今後のオルタナティブ投資の法務ニーズにこたえることを可能とするための体制構築を行うことができた。</p> <p>③ コア投資による安定した収益力を確保する目的でのLPSを活用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラストラクチャー分野で前年度にパートナー候補として選定した投資家と共同投資の実現に向けた契約内容等詳細の検討を継続しつつ、別のパートナー候補先も選定、詳細調査を実施して投資委員会にてその内容を報告した。また、戦略的パートナーシップ投資に関する取組については、国内不動産について前年度実施したRFIによる運用機関からの情報収集ならびに法人独自の市場分析を踏まえて、実際の運用機関の募集を開始、応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の選定を進めている。加えて、3資産（プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産）ともにLPSへの投資にかかり優良運用機関が募集、運用するコミングルフアンドへの投資について調査・検討を開始した。</p> <p>リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施し、運用リスク管理委員会を運用リスク管理室と協働し運営した。</p> <p>④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。</p> <p>ア. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定</p> <p>令和3年度においては、プライベート・エクイティ分野で日本市場にかかる運用受託機関を1社選定した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用したほか、当法人与運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用している。特に、令和3年度においては、主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マニダートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし</p>
--	---	--	--	---	--	---

		<p>機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。</p>		<p>抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。</p> <p>また、今後の長期的な投資機会の確保の観点より、国内不動産分野で公募による運用受託機関の選定プロセスを本年度開始した。さらに、3資産（プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産）ともにL P S手法を活用した投資機会の検討を継続した。</p> <p>イ. オルタナティブ資産への投資</p> <p>令和4年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2兆1,586億円となり、令和3年3月末から約8,000億円増加した。年金積立金全体に占める割合は初めて1%を超え、1.07%となった。</p> <p>インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和4年3月末現在の残高は10,788億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和4年3月末現在の残高は3,066億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和4年3月末現在の残高は7,731億円となった。</p> <p>ウ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築</p> <p>オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令和3年度においては、税務コンサルタントを活用し、各国の主権免税ステータス取得の為の調査を継続、前年度に絞り込みを行った候補先国の税制当局と優遇措置に関するルーリング取得を目指した交渉を開始した。</p> <p>エ. モニタリング、リスク管理の体制強化</p> <p>平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今後想定されるL P S投資手法の実施に備えるため、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施した。</p> <p>運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に</p>		
--	--	---	--	---	--	--

					<p>リスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプレートの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から既往システムの更改検討に着手した。</p>	<p>〈課題と対応〉 I-2の「課題と対応」を参照。</p>	
--	--	--	--	--	--	------------------------------------	--

4. その他参考情報							
該当なし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	運用受託機関等の選定、評価及び管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
運用受託機関のファンド数	運用受託機関等の適切な選定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122 ファンド				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
運用受託機関等の評価に基づく資金配分の見直し等を実施した回数	運用受託機関等の選定・評価・管理の強化	8 件	9 件	4 件				決算額（千円）				
								経常費用（千円）				
								経常利益（千円）				
								行政コスト（千円）				
								従事人員数				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、定期的に運用受託機関等の評価を	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行	5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 (1) 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理 (1) 運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング(*)をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。 (*) 平成 29 年 6 月制定（令和 2 年 2 月一部改定）のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG（環境、社会、ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。	<評価と根拠> 評価：A 「運用受託機関等の選定、評価及び管理」は、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。また、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとることとされている。 運用受託機関等の選定・管理の強化、定期的な評価については、令和 2 年度のファンドの総点検に続き、令和 3 年度も運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的	評価 A <評価に至った理由> 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとることとしている。 この事項は、効率的な運用実施の主要な役割を果たすことから、重要度が高いものと	

<p>行い、資金配分の見直し等適切な措置をとること。</p> <p>【重要度高】</p> <p>上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案する。</p> <p>超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を図るとともに、運用の高度化・多様化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を図る。</p> <p>また、運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を図る。</p>	<p>(2) 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。</p>		<p>(2) 令和2年度において第3次審査まで終了していた国内債券アクティブの5社の新規採用を決定し、合計約1.25兆円の配分を実施した。また、外国債券では令和2年度に選定した幅広いベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関1社にて、地域別(米国及び欧州)の投資適格社債パッシブ2ファンドを設定した。昨年設定したハイイールド社債に加え、投資適格社債のファンドも選定したことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。</p> <p>北米株式アクティブ運用を対象として定量的分析を行うコンサルタントの採用を行い、パフォーマンス分析を強化することとした。</p> <p>【運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取るにより行うこととしている。</p> <p>選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。</p> <p>令和3年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。</p> <p>定期ミーティングを次のとおり実施した。総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。</p> <p>令和3年度総合評価ミーティング</p> <p>i 国内債券運用受託機関： アクティブ4ファンド、パッシブ1社</p> <p>ii 外国債券運用受託機関： アクティブ6ファンド、パッシブ6社</p> <p>iii 国内株式運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ1社</p> <p>iv 外国株式運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ2社</p> <p>令和3年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し解約・警告をするなど適切な対応を実施した。</p> <p>解約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式アクティブ…1ファンド 	<p>に、新たなファンドを選定し、ポートフォリオの最適化を継続した。国内債券においては、NOMURA-BPI アクティブ5社(国内債券アクティブファンドの選定は9年ぶり)、外国債券において、新たに地域別(米国及び欧州)の投資適格社債パッシブ2ファンドを選定した。昨年設定したハイイールド社債に加え、投資適格社債のファンドも選定したことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。また、パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4アクティブファンド(資産額約0.4兆円)を解約、国内株式の1アクティブファンド(回収額約0.05兆円)から一部回収し、他のファンドに配分することでポートフォリオの収益率アップとリスク削減を実施した。</p> <p>年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の理由から迅速に対応した。具体的には、①当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうした対応により外国債券における社債等比率を削減できた(約2兆円)。特に、ハイイールド債はピーク時の1/5以下となった。また、②ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高(合計約2兆円)を減額した。</p> <p>上記のような長期的なリターン向上、年度途中の市場変動に即応した方策に加え、①運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置(計6名)したとともに、②北米株式アクティブ運用を対象としてパフォーマンスの定量的分析を行うコンサルタントと契約し、運用受託機関の超過収益獲得能力の評価に活用することとし、将来を見据え、更なる収益の源泉の多様化を目指す取組も実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。</p>	<p>している。</p> <p>これに対し、法人においては、運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びRPA(Robotic Process Automation;情報の自動処理)等も活用してファンドの状況等のモニタリングを日々効率的・効果的に行うことにより、法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を継続した。</p> <p>また、ポートフォリオの最適化(収益率向上とリスク削減)、運用の効率化に資するよう、以下の運用機関選定、変更等の取組を適切に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内債券では、9年ぶりに新規にアクティブファンド5社を選定 ・外国債券では、地域別(米国及び欧州)の投資適格社債パッシブ2ファンドを、昨年設定したハイイールド社債に加えて選定したことで、法人の判断で社債等への資金配分を柔軟に変更できる体制を整備 ・パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4アクティブファンド(資産額約0.4兆円)を解約、国内株式の1アクティブファンド(回収額約0.05兆円)から一部回収し、収益の見込める他のフ
--	---	---	--	--	---	---

			<p><評価の視点> (1)運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等を適切に行っているか。また、運用受託機関の選定に当たっては、個別運用機関ごとの評価だけでなく、スタイル分散等のマネジャー・ストラクチャーについても勘案しているか。</p>	<p>警告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式アクティブ…1ファンド ・国内株式パッシブ…1ファンド ・外国株式アクティブ…1ファンド <p>イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目的に、以下ファンドを選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券において、NOMURA-BPI アクティブ 5 社 ii 外国債券において、地域別の投資適格社債パッシブ 2 ファンド（令和 2 年度に選定した多様なベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託機関での追加設定） <p>ウ パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の 4 アクティブファンド（資産額約 0.4 兆円）を解約、国内株式の 1 アクティブファンド（回収額約 0.05 兆円）から一部回収し、他のファンドに配分することでポートフォリオの収益率アップとリスク削減を実施した。</p> <p>エ 年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の理由から迅速に対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうした対応により外国債券における社債等比率を削減できた（約 2 兆円）。特に、ハイールド債はピーク時の 1/5 以下となった。 ii ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高（合計約 2 兆円）を減額。 <p>オ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA及び Tableau を活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析により多くの時間を割くことが可能となった。</p> <p>カ 分析ツールである Aladdin の活用により独自に分析を行えるようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。</p> <p>キ 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和 3 年度収益額：244 億円</p> <p>ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>(1)運用受託機関等の選定・管理の強化については、北米株式アクティブ運用を対象として定量的分析を行うコンサルタントの採用を行い、パフォーマンス分析を強化することとした。</p> <p>また、年に 1 度総合評価を行っており、この総合評価の結果に基づき、資金の回収・配分を行った。令和 3 年度においては、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約…国内株式アクティブ 1 ファンド ・警告…国内株式アクティブ 1 ファンド、国内株式パッシブ 1 ファンド、外国株式アクティブ 1 ファンド <p>パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で ESG ファンド、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債ファンド、外国株式で地域別ファンドを設定した。</p> <p>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定にあたっては、当法人と運用受託機関が投資ガイドラインに沿った運用活動により良好な運用成績の獲得という同一目的を目指すようにアラインメントの強化に努めており、このような観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入しているほか、運用受託機関による共同投資を採用している。</p> <p>令和 3 年度においては、主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マニエートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>ファンドに配分</p> <p>年度後半においては、市場環境や金利動向の急変にも対応して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国債券において、上記社債パッシブファンドの活用や、アクティブ運用の投資対象見直しを通じ、社債等比率を削減（約 2 兆円）、金利上昇等による価格下落に迅速に対応 ・ボラティリティ上昇でパフォーマンス悪化等の株式アクティブファンド（合計約 2 兆円）を機動的に減額といったリスク管理のための運用機関への配分額見直し等を迅速に実施した。これらの取組によって、市場環境が激しくなる中で収益率低下に対してできる限りの抑制を行い、市場全体での超過収益率の概ね確保につながったと考えられる。 <p>さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置（計 6 名）、体制を強化 ・配分資金の集中を避け分散投資効果を得られるよう、アクティブファンドでの選択肢が多い北米株式市場分野のパフォーマンスに係る定量的分析を委託し、運用受託機関の超過収益獲得能力の評価に活用 <p>といった、運用機関拡充や更なる収益源泉の多様化を目指す</p>
--	--	--	--	---	---	--

		<p>(2) 超過収益の獲得やスチュワードシップ活動など、より付加価値の高い運用受託機関等の採用に向けた評価手法の高度化を行っているか。</p>	<p>(3) オルタナティブ資産については、マネジャー・エントリー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。</p>	<p>び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、債券の売買の取引先としての証券会社は、18社中、16社「継続」、2社「継続判断保留」とし、短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17社中13社を「継続」、2社を「継続困難」、2社を「継続判断保留」とした。</p> <p>自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。</p> <p>なお、令和4年3月における資産管理機関の変更に伴い、新たな資産管理機関での貸付運用の準備中であるため、債券貸付運用については令和3年度末の残高は有していない。</p> <p>(参考)</p> <p>【令和3年度の収益額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 収益額：1億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 収益額：4億円 <p>(3) オルタナティブ資産についての取組</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関 (FoF やゲートキーパー) の選定】</p> <p>運用受託機関の選定にあたっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>令和3年度においては、プライベート・エクイティ分野で、日本市場対象の1社を選定、契約締結を完了した。また、グローバル不動産分野においては、前年度に最終選考先として絞り込んだ運用受託機関1社と契約締結に向けた交渉を継続している。インフラストラクチャー分野でグローバル市場を対象とした投資手法に関して既往受託機関2社の新規 FoF に投資を実施した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。採用した運用受託機関の間では当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】</p> <p>採用した運用機関の管理は、月次および四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。令和3年度においては、インフラスト</p>	<p>(2) 評価手法の高度化については、北米株式アクティブ運用を対象としてパフォーマンスの定量的分析を行うコンサルタントの採用を行い、運用受託機関の超過収益獲得能力の評価に活用することとした。</p> <p>また、パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式で新たなESG指数ファンド、外国債券で米国及び欧州の投資適格社債ファンド、外国株式では地域別ファンドを設定した。</p> <p>外国債券においては様々なベンチマークのパッシブ運用に対応できる運用者を選定しており、ハイイールド社債に加え、投資適格社債のパッシブ運用も立ち上げたことで、当法人の判断でクレジット商品への資金配分を柔軟に変更できる体制とした。</p> <p>スチュワードシップ責任に係る評価については、より実質的な活動を評価できるように令和2年度に変更した評価体系で評価を実施。また、令和2年2月に改定したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況の評価を行った。(I-6参照)</p> <p>オルタナティブ投資の各ファンドの選定時には、伝統的資産の期待収益に対し流動性プレミアムを付加した収益の確保を、判断基準の一つとして従来から組み入れている。運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価については、海外年金基金におけるESG活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの助言を参考に、当法人としての運用受託機関のESG活動に対する評価体系を整理した業務マニュアルに沿って業務を進めている。さらに、令和3年度には、業務方針において日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更し、より付加価値の高い運用受託機関の採用に向けた評価手法の高度化を達成した。(I-6参照)</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>す新たな取組を実施した。</p> <p>以上のような運用受託機関等の選定・管理の強化及び市場環境の急変を受けた迅速な資金配分の見直しに加え、更なる収益の源泉の多様化のための取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには将来にわたって運用資産全体の長期的なリターン向上など運用目標の達成に寄与する重要な取組として評価できる。</p> <p>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>(外部有識者の意見)</p> <p>特になし</p>
--	--	--	--	--	--	--

			<p>(4) マネジャー・エントリーシステムのインターフェイス向上等のためのシステム改良については、具体的な実現方法につ</p>	<p>(3) 運用の多様化・高度化に対応した、より柔軟かつ質の高い資産管理機関の利用及び運用データの利活用の促進を行っているか。</p>	<p>ラクチャー分野、国内外不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施した。</p> <p>【オルタナティブ資産への投資】 インフラストラクチャー分野においては、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和 4 年 3 月末現在の残高は 10,788 億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和 4 年 3 月末現在の残高は 3,066 億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成 29 年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高を積み上げた結果、令和 4 年 3 月末現在の残高は 7,731 億円となった。</p> <p>【モニタリング、リスク管理の体制強化】 平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今後想定される L P S 投資手法の実施に備えるため、定量的リスク管理指標に基づくモニタリング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を実施した。</p> <p>運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのオルトテンプレートの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から既往システムの更改検討に着手した。</p> <p>【アラインメントの改善】 主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マンドートでは、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を実施した。</p> <p>(4) 伝統的資産におけるマネジャー・エントリー制度については、運用機関のデータ更新の負荷が大きかったことから、パフォーマンスデータの登録などについて外部のデータベースを積極的に活用し、当法人のホームページにて登録が完了できる体制を構築するなど効率的かつ効果的にマネジャー・エントリーを行うことができるように令和 3 年 11 月にプロセスを変更した。</p>	<p>(3) 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストや B C P (事業継続計画) も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関(グローバルカストディを含む)の最適化を進めた。また、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のための B I (ビジネスインテリジェンス)</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

			いて検討する。	<p>(4)運用フロントの専門性を最大限発揮させるためのミドル・バック体制の強化を行っているか。</p>	<p>(5)運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置し(運用専門職員1名(企画役)及び正規職員5名(課長代理3名、主事2名))、同部の体制強化を図った。</p>	<p>ツールの利用環境の改善及び拡大を行った。加えて、投資判断用のデータサービスを令和3年度より開始し、ユーザー向けの研修を実施するとともに、データ利活用を推進するため、各種仕様の変更や品質管理向上のためのモニタリングを実施した。(I-5参照)</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4)運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、金融業界等出身の運用専門職員1名(企画役)及び正規職員5名(課長代理3名、主事2名)を新たに採用・配置することで、同部門の強化を図っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし。</p>	
--	--	--	---------	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した上で、必要な措置を実施した回数	適切なリスク管理	月 1 回以上	54 回	56 回					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回				決算額（千円）					
各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数	適切なリスク管理	4 回	14 回	13 回					経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6. リスク管理</p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。</p> <p>また、ワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図ること。</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。</p> <p>また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。</p> <p>また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受</p>	<p>6. リスク管理</p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。</p> <p>リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して毎回、業務執行状況の報告をしたほか、管理運用業務担当理事からも経営委員会に対して毎四半期の運用リスク管理状況等を報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行った。</p> <p>法人全体の資産のリバランスの効率化等を目的として、令和3年度中に株価指数先物取引を開始した。パフォーマンス評価やリスク分析の強化と相まって、市場急変時における機動的な対応が可能となった。</p> <p>オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行っている。</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>自己評価</p>	<p>主務大臣による評価</p> <p>評価</p> <p>S</p>	<p>主務大臣による評価</p> <p>理由</p> <p>中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ること、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこととしている。</p> <p>この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことに対応した資産全体のリスク管理の強化や、海外金利の急上昇やロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ボラティリティが高い市場環境に対応したきめ細かなリスク管理として、以下の取組を行った。</p> <p>①株価指数先物取引の開始</p> <p>法人がインハウスで直接取引を行い、より効率的なポートフォリオ管理を行える体制を構築し、取引を開始。</p> <p>リバランスにあたっての保</p>

<p>経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。</p> <p>【重要度高】 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに</p>	<p>託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講ずる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマー</p>	<p>① 資産全体 【乖離状況の把握等】 基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況をこれまでのABOR(会計・開示用データ)ベースに加え、新たにIBOR(投資判断用データ)ベースでも毎営業日把握した。 基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和3年度においては、乖離許容幅の範囲内での運用を行った。 また、運用専門職員による市場分析について、令和3年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を、これまでのAladdinに加え、補充調達したBarra oneでも分析し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業日実施した。 また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、より精緻な分析を行うため、前年度自ら開発したツールを改良し、率ベースだけでなく額ベースでも日次で分析したほか、令和3年度より開始したインハウスでの株価指数先物取引の資産配分要因への効果分析を行っ</p>	<p>におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上した。 超過収益率についてはベンチマーク並みを確保し、収益率についてはプラスとなった。代表的なリスク指標では、推定トラッキングエラーは令和2年度末51bpから令和3年度末には28bpとなり、VaRレシオは1.00~1.03(令和2年度は1.01~1.05)で推移した。上記のような取組が奏功し、年度後半に市場のボラティリティが上昇する中でも、リスクを前年度よりもさらに低水準に抑制した。 市場のボラティリティが上昇する中でも、必用な収益を確保するうえでリスクを低水準に抑制したことは、当法人の目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたと考えられる。 以上により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られたと考えられることからSと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を、ABOR(会計・開示用データ)に加え、新たにIBOR(投資判断用データ)でも毎営業日ベースで把握し、経営委員会への報告も適切に行ったことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(2) 運用専門職員による市場分析について、令和3年度は定量分析を強化し、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎</p>	<p>有原資産売買の一時的代替となるよう利用することにより、以下の効果。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に売買できる株価指数先物を活用することで、リバランスの投資判断から執行までの時間を短縮 ・ 先物の損益とヘッジ対象となるファンドの損益が相殺又は軽減されることで価格変動リスクを抑制 <p>これらにより、市場急変時も含め、より機動的、効率的なリバランス対応が可能となった。</p> <p>※ 2018年にGPIFが直接行える運用方法として追加され、2021年度から開始。リスク管理手段として流動性等から有効であることに鑑み、法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされている。</p> <p>②基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオとの乖離状況を、従来の会計・開示用データに加え、新たに投資判断用データも活用してより迅速なデータ収集、分析 ・ リスク管理ツールの補充調達や、前年度自主開発した分析ツール改良等により、基本ポートフォリオの収益率との乖離要因分析を、日次化するなど充実。年金特別会計で管理する資金も日次ベースで把握 ・ 市場の定量分析を強化、地政学的リスクの分析等を含
--	--	--	--	--	--	--

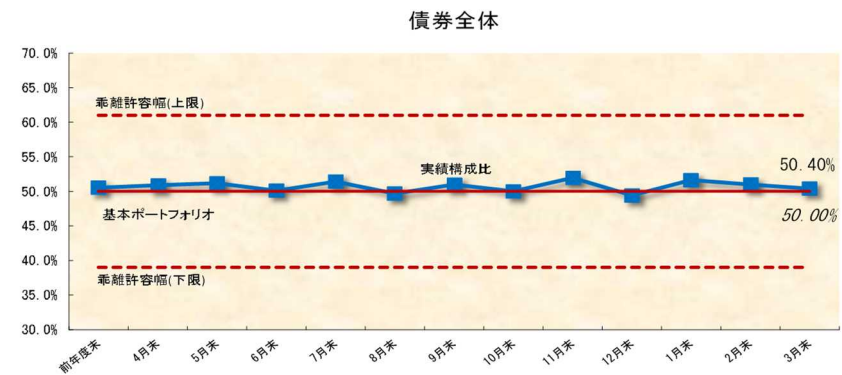
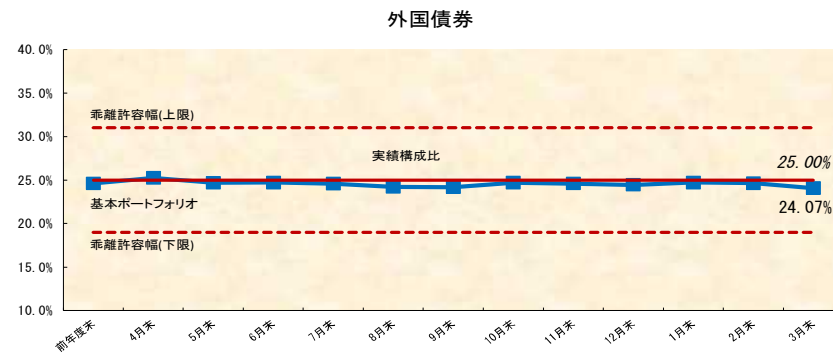
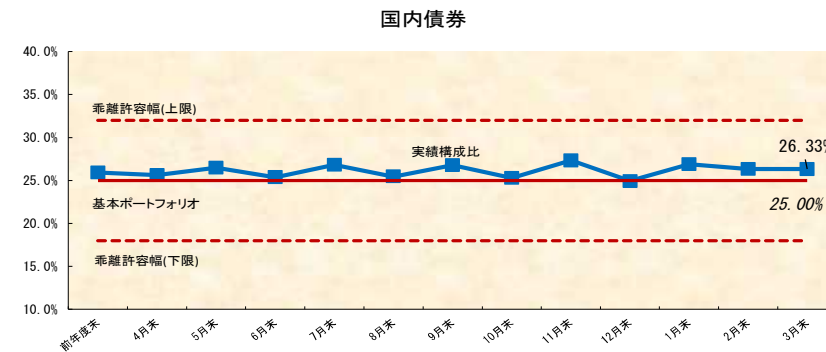
に、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

に、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

ク収益率との乖離要因の分析等を行っているか。

た。
 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数56回（基準値比約4倍強）、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数242回（基準値比約24倍）となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着させた。

●基本ポートフォリオとの乖離状況



の分析及び評価を、これまでのAladdinに加え、補充調達した Barra one でも分析し、両ツールでの複眼的な分析を毎営業日実施した。

また、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析については、より精緻な分析を行うため、前年度自ら開発したツールを改良し、率ベースだけでなく額ベースでも日次で分析したほか、令和3年度より開始したインハウスでの株価指数先物取引の資産配分要因への効果分析を行った。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

め多面的分析を行い、資金配分・回収に活用

これらにより、把握したリスクの要因分析及び評価をもとに機動的なリバランスの検討等を実施し、週次で投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着させた。

③資産全体のリスク管理

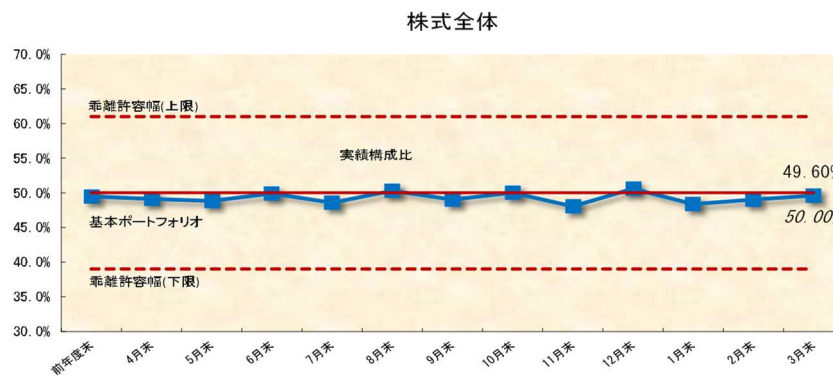
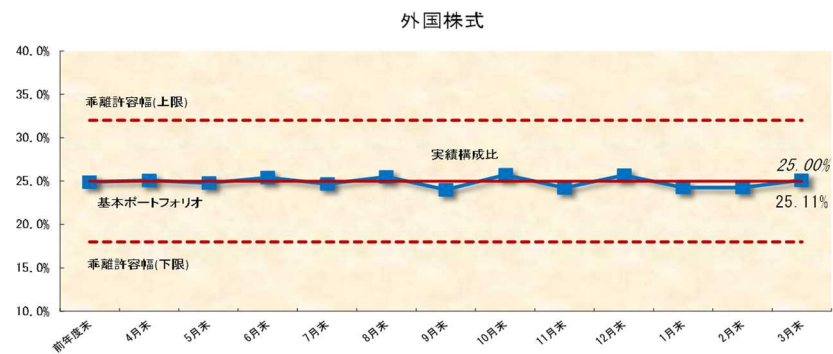
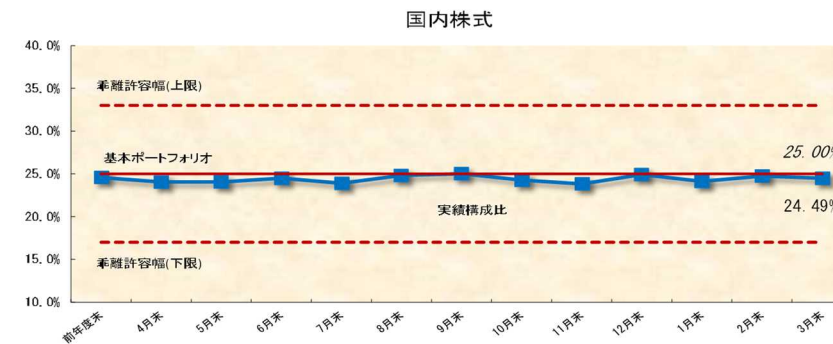
リバランス頻度に合わせた観測期間や保有期間で、資産全体のリスク管理指標（推定TE（トラッキングエラー）やVaR レシオ等）を計測・詳細分析し、投資判断に活用

④経営委員会によるモニタリング

引き続き、経営委員会で毎回、理事長に加え管理運用業務担当理事からもより詳細なリスク管理状況等を報告

⑤リスク管理強化のための体制整備

- ・ オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を実施する体制を構築
- ・ ミドル部署の強化に加え、新たにフロント部署でもデータ分析ツールによるリスクの把握・分析を実施し、法人全体でのリスクの把握・分析、機動的な対応力を向上
- ・ リバランスのための専担チームにおいて、市場影響を抑制するため、執行方法を運用機関ときめ細かく調整



【資産全体のリスク管理】

資産全体のリスク管理については、推定トラッキングエラー、VaR（観測期間2年及び5年）やVaR レシオ（実績ポートフォリオのVaR÷基本ポートフォリオ VaR）をリスクファクター別に、Aladdin（従来のABOR（会計・開示用データ）に加え、IBOR（投資判断用データ）でも計測）、補充調達した Barra one（IBOR（投資判断用データ）で計測）でも日次ベースでタイムリーに把握し、よりきめ細やかな複眼的なリスク管理を実施した。

また、リバランス頻度に合わせた観測期間や保有期間で推定トラッキングエラーや VaR レシオを計測してファクター毎の変化をきめ細かく分析したほか、株価や為替レートのセンシティブティ分析を実施し、投資判断に活用している。

ストレステストについては、中期的な影響を分析するヒストリカルシナリオに加えて、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、特定の資産や

こうした取組により、資産額の拡大、年度後半の市場変動増大の中でも、運用リスクを昨年度以上に低水準に抑制した。

- ・推定トラッキングエラー：18bp～35bp と低位で推移、年度末で28bp（昨年度末の51 bp から低下）
- ・VaR レシオ：1.00～1.03 と低位で推移（昨年度は1.01～1.05）等

以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率（累積2年間）確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。

中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、適切かつ効率的なリバランスの実施に必要な

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

(3) 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等の管理及び外国資産のカントリーリスクの注視を適切に行っているか。

② 各資産

【各資産のリスク管理】

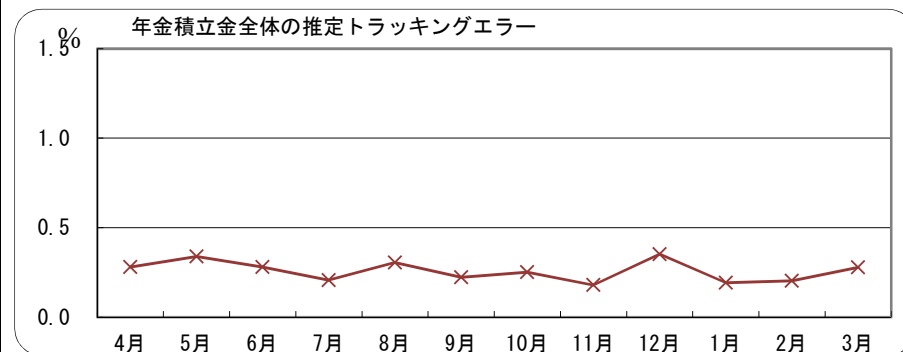
市場リスクについては、資産全体ベース、株価、為替等のマルチファクターベース、債券ではデュレーション、株式ではスタイルファクター等の様々なリスクファクターを従来の Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも日次で計測し、モニタリングしている。Aladdin では観測期間や半減期を複数で計測している。マルチファクターについては、リスクをアクティブウエイト、ファクターボラティリティ、ファクター間の相関に分けてモニタリングしているほか、マネジャー・ベンチマーク要因やファンド要因に分けて分析している。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。

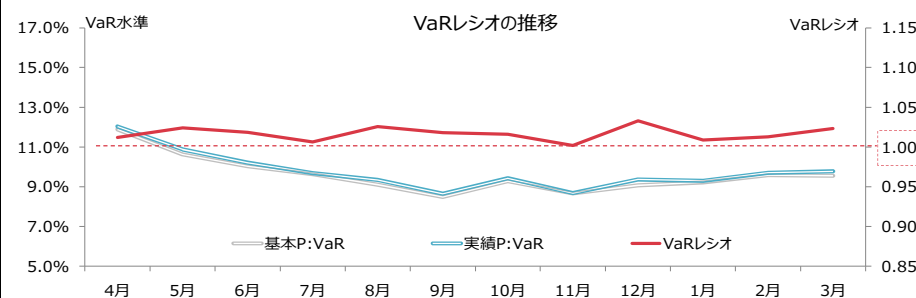
信用リスクについては、外国債券アクティブファンド全体について、クレジット投資の保有状況のモニタリングを改善し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク

リスク要因にショックを与えて超過収益率への影響を分析する脆弱性分析を実施した。

これらの結果、①推定トラッキングエラーは令和3年度末に28bp(1bp=0.01%)となった。これは令和2年度末の51bpを下回っている。②VaR レシオは1.00~1.03(令和2年度は1.01~1.05)となっている。



〈VaR レシオの推移〉



(3) 市場リスクについては、資産全体ベース、株価、為替等のマルチファクターベース、債券ではデュレーション、株式ではスタイルファクター等の様々なリスクファクターを従来の Aladdin に加え、補充調達した Barra one でも日次で計測し、モニタリングしている。Aladdin では観測期間や半減期を複数で計測している。マルチファクターについては、リスクをアクティブウエイト、ファクターボラティリティ、ファクター間の相関に分けてモニタリングしているほか、マネジャー・ベンチマーク要因やファンド要因に分けて分析している。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市

機能の強化等を通じ、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。

〈その他事項〉
(外部有識者の意見)
特になし

	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価する。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・スト</p>	<p>③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行う。リス</p>	<p>(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示すとともに、各社の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理、評価を行っているか。また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行っているか。</p>	<p>要因、ファンド要因で把握できるようにした。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。</p> <p>③ 各運用受託機関 【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。 ウ 次のとおり、定期ミーティングを実施した。 総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。</p> <p>令和3年度総合評価ミーティング i 国内債券運用受託機関： アクティブ4ファンド、パッシブ1社 ii 外国債券運用受託機関： アクティブ6ファンド、パッシブ6社 iii 国内株式運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ1社</p>	<p>場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンド全体について、クレジット投資の保有状況のモニタリングを改善し、リスクエクスポージャーや推定トラックエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握できるようにした。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(4) 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の変更があった場合に、随時ミーティングを行った。 さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリングしており、適切な管理を行っている。 以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

	<p>ラクチャーについて適切な管理を行う。</p>	<p>ク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。</p> <p>さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベースの導入、オルタナティブ資産のデータ管理ツールの更新を含む関連ツール等の整備、及びこれらの運用の</p>		<p>iv 外国株式運用受託機関： アクティブ5ファンド、パッシブ2社</p> <p>エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。なお、スチュワードシップミーティングに関しては内外株式運用受託機関全社と実施。</p> <p>オ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分散を図っている。</p> <p>カ 年度後半において市場や金利動向が急変したため、リスク管理上の理由から迅速に対応した。(再掲)</p> <p>i 当法人自身が社債等へ配分比率を調整できるように社債パッシブファンドを設定するとともに外国債券アクティブの投資対象の見直しを実施してきたが、価格変動リスクが上昇する中で、こうした対応により外国債券における社債等比率を削減できた(約2兆円)。特に、ハイイールド債はピーク時の1/5以下となった。</p> <p>ii ボラティリティ上昇により、パフォーマンス悪化とファンド間の相関が上昇した外国株式アクティブファンド残高(合計約2兆円)を減額。</p> <p>キ 投資判断用データサービスを令和3年4月から開始し、運用受託機関から受領する速報性の高い本データと資産管理機関から受領する会計開示用のデータの両方の特性を踏まえたリスク管理が実施されている。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】</p> <p>インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。</p> <p>また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。</p> <p>加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p> <p>そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を</p>		
--	---------------------------	---	--	--	--	--

	<p>改善を図るとともに、データマネジメントオフィス（データの管理方針の策定やデータの信頼性を確保するための要件を定義するなど、データ基盤の位置づけを明確化し、継続的にデータ基盤を最適化する体制）の整備を進める。</p>	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価する。また、BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様</p>	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の</p>	<p>（5）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すとともに、各社の資産管理状況や資産管理体制の変更を把握し、適切に管理及び評価を行っているか。また、資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制整備を進めているか。</p> <p>④ 各資産管理機関 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏まえ、管理コストやBCP（事業継続計画）も考慮しながら、更なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関（グローバルカストディを含む）の最適化を進めた。 エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和3年度においては、3社40件の人事異動等による体制変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。 カ 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲ</p>	<p>（5）資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。 また、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を図る目的で、投資判断用のデータサービスを令和3年4月から開始した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

	<p>化に対応した資産管理の体制整備を進める。</p>	<p>変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。</p> <p>信用リスクについては、随時管理する。</p> <p>BCP等の観点から資産管理機関の複数化を進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。</p>	<p>⑤ 自家運用 運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理する。</p> <p>⑥ トランジションマネジ</p>	<p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p> <p>⑥ トランジションマネ</p>	<p>⑤ 自家運用において、運用目標、運用手法、リスク指標、ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、適切に管理しているか。</p> <p>⑥ 資産配分変更、ベンチマーク</p>	<p>ージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用するため、令和3年4月から投資判断用データサービスの本番稼働を開始した。</p> <p>⑤ 自家運用 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。</p> <p>自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存 18 社中 16 社を「継続」、2 社を「継続判断保留」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17 社中 13 社を「継続」、2 社を「継続困難」、2 社を「継続判断保留」とした。 <p>なお、インハウス運用室では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバティブファンドでは証拠金の管理について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。</p> <p>⑥ トランジションマネジメント 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランス</p>	<p>⑥ 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>⑦ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバランスのための</p>
--	-----------------------------	---	---	---	---	--	---

<p>メント</p> <p>資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。</p>	<p>ジメント</p> <p>資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行う。</p> <p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>運用資産が増大し、オルタナティブ投資も本格化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制を整備する。</p>	<p>変更、マネジャー変更等に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する体制及び仕組みの整備を行っているか。</p> <p>(8) ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、牽制体制を多重化するなど、運用リスクを適切に管理するための体制整備を行っているか。</p> <p>(9) リスク管理の高度化を推進す</p>	<p>のための専担チームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。</p> <p>(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理をより適切に行うために、リスク管理ツールをこれまでの Aladdin に加えて補充調達した Barra one でも日次で計測した。また、観測期間や保有期間も複数で計測した。</p> <p>リスク計測に用いるデータも ABOR (会計・開示用データ) に加え、IBOR (投資判断用データ) も用い、適時的確なリスク情報を収集・分析し、オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>また、ミドル部署で特に重要な収益・リスク数値について引き続き計測し、よりタイムリー、長期、高付加価値の分析を行い、ミドル機能の充実・強化を図り、リスク管理を精緻化した。さらに、新たにフロント部署でも Tableau (ビジネスインテリジェンスツールの1つで、データを加工・分析等できるツール。) 等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上した。</p> <p>運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することを目的として、令和3年4月から投資判断用データサービスを開始した。</p> <p>オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化したリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で報告を行って</p>	<p>専担チームにおいて執行方法をきめ細かく運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないように執行を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(8) ポートフォリオ全体のリスク管理をより適切に行うために、リスク管理ツールをこれまでの Aladdin に加えて補充調達した Barra one でも日次で計測した。また観測期間や保有期間も複数で計測した。</p> <p>リスク計測に用いるデータも ABOR (会計・開示用データ) に加え、IBOR (投資判断用データ) も用い、適時的確なリスク情報を収集・分析し、オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>また、ミドル部署で特に重要な収益・リスク数値について引き続き計測し、よりタイムリー、長期、高付加価値の分析を行い、ミドル機能の充実・強化を図り、リスク管理を精緻化した。さらに、新たにフロント部署でも Tableau (ビジネスインテリジェンスツールの1つで、データを加工・分析等できるツール。) 等を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(9) リスク管理の高度化を推進する観点から、従来の ABOR (会計・開示用データ)</p>
--	---	---	---	--

	<p>また、リスク管理の高度化を推進する観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスク分析や長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進める。</p> <p>さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の拡充・強化を図る。</p>	<p>また、投資判断用データベースや各種ツール等による適時的確なリスク情報の収集・分析、データ活用改善策の立案などのPDCAサイクルを通じて、リスク管理の高度化を一層進める。加えて、リスク管理ツールを活用した長期の多期間シナリオ分析や気候変動リスク分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の複線化の検討を進める。</p> <p>さらに、業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務室や外部の法律専門家による知見の活用を進めることによ</p>	<p>る観点から、投資判断用データベースの構築や各種ツールの整備を一層進めるとともに、気候変動リスクや長期の多期間シナリオ分析など、長期投資の視点からのリスク管理手法の調査・研究を進めているか。</p> <p>(10) 業務リスクのPDCAサイクルを着実に実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務機能の充実・強化を行っているか。</p> <p>(11) 各種リスク管理の状況について経営委員会に定期的に報告し、経営委員会において適切にモニタリングを行っているか。</p>	<p>る。</p> <p>令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>危機管理事案等の発生の予防及び事案発生時の対応を目的として構築した外部弁護士とのネットワークを適時適切に活用することで、危機管理等事案の予防に努めた。また、当該ネットワークを随時拡充した。</p>	<p>に加え、IBOR(投資判断用データ)を用い、リスクツールについても、これまでのツールに加えて、新たに補充調達したツールでも日次で計測する等、複眼的なリスク管理を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(10) 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>法人の内部統制機能について、法務リスクという観点から、外部専門家のヒアリングも含めて随時検証し外部弁護士ネットワークなどを構築・拡充することにより、今後、事案発生時の適時適切な対応など、内部牽制機能が有効に発揮されるよう、必要な体制を構築した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p> <p>(11) 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営委員会で毎回報告し、経営委員会によるモニタリングを強化している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

			り、適時適切に対応する。			<p>〈課題と対応〉</p> <p>○デリバティブの活用</p> <p>当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。運用収益は短い期間では大きく振れるものの、運用期間が長くなるほど、年率平均の収益の振れ幅を小さくする効果が期待できるためである。</p> <p>一方、過去の市場の実績値を用いて、現行の基本ポートフォリオでの運用によるリターン分布を分析すると、長期（10年単位）ではすべてプラス収益となるが、単年度では▲20%強～+30%強となり、一時的には大きな評価損が発生する可能性があることが示唆される。</p> <p>先物を始めとするデリバティブ取引は、一般にリスクが高く投機的とされる。しかしながら、現物株のリスク管理（損失の危険の管理）手段としては流動性や取引コスト等から有効であるため、現行法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされている。</p> <p>当法人は、法令に基づき、令和3年度より株価指数先物の利用を開始し、リバランスを効率化することでリスク管理に役立てているが、今後も運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、堅実な運用に努めつつ、更なる拡充に向けた検討を行う必要がある。</p>	
--	--	--	--------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
スチュワードシップ活動の評価を目的として運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数	スチュワードシップ活動の推進	26社	68回	83回					《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答数	スチュワードシップ活動の推進	628社	681社	709社									
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答企業のうち法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合	スチュワードシップ活動の推進	75%	77.9%	78.6%									
ESG投資の効果の検証を実施した回数	ESG投資による長期的な収益の確保	月1回以上	13回	16回									
GPIFのポートフォリオのESG評価（国内株式）	ESGを考慮した投資の推進	FTSE : 2.63/5.0 MSCI : 5.51/7.0	FTSE : 2.95/5.0 MSCI : 5.79/7.0	FTSE : 2.96/5.0 MSCI : 5.92/7.0									
GPIFのポートフォリオのESG評価（外国株式）	ESGを考慮した投資の推進	FTSE : 3.35/5.0 MSCI : 5.73/7.0	FTSE : 3.37/5.0 MSCI : 6.01/7.0	FTSE : 3.34/5.0 MSCI : 6.04/7.0									
										予算額（千円）			
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資</p> <p>(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進すること。</p> <p>その際、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」(平成 26 年 2 月 26 日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏ま</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動(以下「スチュワードシップ活動」という。)を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながる ESG (環境、社会、ガバナンス) の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>ESG (環境、社会、ガバナンス) の重要性を認識し、スチュワードシップ責任を果たすための活動(議決権行使権限を有する場合は議決権行使を含む。以下「スチュワードシップ活動」という。)の目的が長期的な投資収益の最大化を目指すことを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、スチュワードシップ活動に関する報告(議決権行使権限を有する場合は議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年 2 回の報告を含</p>	<p>7. スチュワードシップ責任を果たすための活動</p> <p>(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、ESG の考慮を含め、管理運用法人自身の考え方を明示している。</p> <p>運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」(平成 29 年 6 月制定、令和 2 年 2 月改訂)において、管理運用法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明確に示した上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期待事項について直接説明している。</p> <p>(2) 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関と、(1) で示した両原則を踏まえ、管理運用法人の考えを説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、ESG の重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。</p> <p>(3) 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった 11 社については、変更後の方針の提出を受けた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アセットオーナーフォーラムの開催はいずれも見送りとなったものの、「東証一部上場企業向けアンケート」の回答数は前年度を上回り、過去最高となった。(3 年連続で過去最高を更新)</p> <p>当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」を拡大し、国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」、「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」の他にも、TCFD については今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し初めて公表した。</p> <p>また、令和 3 年度にスチュワードシップを重視したビジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッシブファンド 2 社を追加で採用し、これまで採用していた 2 社に加え計 4 社に拡大した。</p> <p>さらに、令和 4 年度からの債券スチュワードシップ評価については、「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始することを決定し、評価開始に向け評価内容を整備した。</p> <p>ESG (環境、社会、ガバナンス) 投資の推進については、令和元年より導入しているインデックス・ポスティング(インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み)において、令和 3 年度は、国内株 ESG 総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株 ESG 総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index を選定し、運用を開始した。令和 3 年度末までに採用した ESG 指数は、合計 8 指数となり、投資額も過去最高の約 12.1 兆円となった。</p> <p>令和 2 年に初めて刊行した「GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は令和 3 年</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、ESG 投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。</p> <p>これに対し、以下のとおり、法人のスチュワードシップ責任を果たす活動の継続、新たな取組による充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関とのエンゲージメント(実施回数の増加) 投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケート(運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的、回答数は 3 年連続で過去最高) 企業に統合報告書の充実・作成を促し、投資家にその活用を働きかける「優れた統合報告書」「改善度の高い統合報告書」「優れたコーポ 		

え、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。

機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。また、スチュワードシップ活動の効果の評価については、管理運用法人と運用受託機関との双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント等を通じながら検討することとし、スチュワードシップ活動状況については「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

＜評価の視点＞

(1) 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関等の判断に委ねているか。

(2) スチュワードシップ責任を果たすための活動（以下「スチュワードシップ活動」という。）を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たって、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）の重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行っているか。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な

(4) 令和3年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ63ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。令和3年度における行使状況は次のとおりである。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：40 ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド

b 行使内容

●国内株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和3年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	193,430 (89.4%)	200 (10.4%)	—
反対	22,896 (10.6%)	1,714 (89.6%)	—
合計	216,326 (100.0%)	1,914 (100.0%)	218,240

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：令和2年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和2年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	207,794 (87.6%)	360 (12.8%)	—
反対	29,520 (12.4%)	2,445 (87.2%)	—
合計	237,314 (100.0%)	2,805 (100.0%)	240,119

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：23 ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0 ファンド

度も継続して刊行し、分析対象をスコープ3の下流に拡大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試みている。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることからAと評価する。

【評価の視点】

(1) 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の行使判断に委ねている。

以上により、所期の目標を達成していると考えられる。

(2) 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡大であることを明確化している。その上で、運用受託機関に対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。ESGについても、スチュワードシップ活動原則で、投資におけるESGの考慮を定め、「投資においてESG（環境・社会・ガバナンス）を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体の持続的成長に資すると考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、ESG課題に取り組むこと」としており、所期の目標を達成していると考えられる。

レート・ガバナンス報告書」の作成

・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が今後グローバルな開示フォーマットとなる可能性を見据え、「運用受託機関が選ぶ優れたTCFD開示」を新たに策定。

・法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「スチュワードシップ活動報告」の策定も継続実施。

また、

・運用受託機関のスチュワードシップ活動を重視した「エンゲージメント強化型パッシブファンド」を新たに2社採用、計4社に拡大。

・2022年度から債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始するための評価内容を整備。

なお、東証一部上場企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は前年度（77.9%）から上昇（78.6%）しており、法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は高まっていることがうかがえる。

一方、ESG指数については、インデックス・ポスティングで収集した情報を基に、新たに国内株式のESG総合型指数を選定して運用を開始した（約0.8兆円）。これにより、法人が採用したESG指数は

ための方針」に沿った対応を行う。

である管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国資産の運用受託機関のステュワードシップ活動の評価にも活用する。

投資収益の向上を目指すものであることを明確化しているか。

(3) ステュワードシップ活動の評価について、エンゲージメント等を通じて検討しているか。

b 行使内容
●外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和3年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	217,273 (83.4%)	3,570 (50.9%)	—
反対	43,124 (16.6%)	3,443 (49.1%)	—
合計	260,397 (100.0%)	7,013 (100.0%)	267,410

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考：令和2年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和2年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	183,850 (86.1%)	2,916 (47.2%)	—
反対	29,620 (13.9%)	3,268 (52.8%)	—
合計	213,470 (100.0%)	6,184 (100.0%)	219,654

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

(5) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制
- ・行使状況

令和3年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

(6) 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルからステュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換した。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングとは別にステュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じてミーティング

(3) 双方向の対話をベースに評価している。総合評価時に行うステュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実施状況を確認し、評価に反映している。また、評価結果については、フィードバックを行い、評価のポイントや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方のステュワードシップ活動の向上に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考えられる。

2021年度末時点で国内・海外合わせて計8指数となるとともに、それらに基づく運用資産額は2021年度末時点で約12.1兆円となった。

また、

- ・ESG投資の効果についての多面的な評価・検証やTCFD提言に沿った情報開示の取組を継続して行ったほか、
- ・昨年度から開始した気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人ポートフォリオに与える影響の分析については、分析対象をスコップ3の下流(製品・サービスの消費・利用に起因する間接的な温室効果ガス排出)に拡大するとともに、低炭素社会に伴う機会とリスクの産業間移転に関する分析を行うなど、先進的な取組として評価できる。

以上のようなステュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資の取組は、投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、先進的な取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

法人においては、引き続き、

				<p>やアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変更した。この評価結果は令和3年度の総合評価に反映させた。</p> <p>(7) 令和2年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードで株式以外の資産への適用が可能になったため、法人内で債券のスチュワードシップ評価について検討を重ねてきたが、令和4年度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始することを決定し、評価開始に向け、当法人内の規定の変更等を行った。</p> <p>(4) スチュワードシップ活動状況について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告しているか。</p> <p>(5) 日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行っているか。</p>	<p>(8) 「スチュワードシップ活動報告」を公表した(令和4年3月29日)。</p> <p>a 令和3年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告した。</p> <p>b 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply or explain)ことを明示している。</p> <p>c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。</p> <p>d 当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファンド追加採用」、「2022年度からの債券のスチュワードシップ評価開始」、「運用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の3点を記載した。</p> <p>(9) 国内株式パッシブ運用において、令和3年度にスチュワードシップを重視したビジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッシブファンド2社を追加で採用し、これまでに採用していた2社に加え計4社に拡大した。それぞれの運用受託機関のエンゲージメントの特徴および既存2社についてはここまでのエンゲージメントの進捗状況についてスチュワードシップ活動報告で記載している。引き続き、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。</p> <p>(10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東証 	<p>(4) スチュワードシップ活動状況については、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、令和4年3月29日に公表した。経営委員会にも報告、質疑を実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5) 投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定(令和2年2月一部改定)のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化している。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施している。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施</p>	<p>スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし</p>
--	--	--	--	---	---	--	---

				<p>一部上場企業向けアンケート」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」を拡大した。 <ul style="list-style-type: none"> ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。 ②令和3年度にコーポレートガバナンス・コードが改訂されたため、新しいコードを踏まえた記載内容が充実しているコーポレート・ガバナンス報告書の選定を国内株式運用受託機関に依頼し、運用受託機関が選ぶ「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」として公表した。 ③TCFDについては、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し初めて公表した。 国連が提唱する責任投資原則（P R I）他、グローバルなイニシアティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関との連携強化を図っている。 <p>P R I、Climate Action100+、TCFD、30% Club（日英）、Thirty Percent Coalition（米）、ICGN（International Corporate Governance Network）、CII（Council of Institutional Investors）。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたE（環境）、ダイバーシティに代表されるS（社会）、全てに共通するG（コーポレートガバナンス）について、E S Gの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、P R Iでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。</p> 「グローバル・アセットオーナーフォーラム」及び、複数の企業から「アセットオーナーであるG P I Fと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」については、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催はいずれも見送った。 <p>(11) 令和2年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更した。</p> <p>令和3年11月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行わ</p>	<p>した。Climate Action100+や30%Club（日英）、ICGN、CIIなどグローバルなイニシアティブへの参加も通じて、スチュワードシップ活動の向上に努めた。</p> <p>平成29年6月に制定（令和2年2月一部改定）したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、E S Gの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なE S G課題についてヒアリングを実施した。</p> <p>株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の通りである。</p> <p>株式パッシブ運用：評価全体の30%</p> <p>株式アクティブ運用：評価全体の10%</p> <p>また、債券運用については、令和4年度からの債券のスチュワードシップ評価開始を決定し、法人内の規定を整備した。債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価することを決定した。</p> <p>スチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして「エンゲージメント強化型パッシブファンド」を令和3年度に追加で2ファンド採用し、これまでに採用していた2ファンドに加え計4ファンドに拡大した。当該ファンドの国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、K P Iの達成状況を確認している。</p> <p>オルタナティブ資産の運用において、E S Gの取組み状況の把握のため、E S G評価プロセスの体系を業務マニュアル化し、以下の対応を実施している。</p> <p>a. プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのL P契約や運用ガイドライン等にてE S Gに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次E S Gレポートを受領し、E S G課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。</p> <p>b. 選定済の運用受託機関（FoFおよびゲートキーパー）については総合評価時に自社の責任</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>れていること、また運用受託機関のステュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のステュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに進んでいる。ここ数年は、社としてパーパス（企業の存在意義）を新たに設定する機関も増え、それをステュワードシップ活動などの各取組に落とし込むことで企業体として継続的な取組にする動きも出ている。 ・パッシブ及びアクティブ運用受託機関とも、エンゲージメント方針やESG方針などを策定する機関が増え、より組織的な取組になってきている。見直しも定期的になされており、ここ一年は、改訂版コーポレートガバナンス・コード、市場区分の見直しなど市場環境の変化、新型コロナウイルスによるESG課題の重要性の変化も考慮するなど、環境の変化に合わせた対応がとられ深化している。 ・ステュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多いが、若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 ・ESG課題への取組については国内および外国株運用受託機関全社が行っていると回答した。サステナブル投資等に関わる研究所を単独または共同で設立するケースも出ている。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業価値向上を促す取組を運用受託機関に期待している。各社、議決権基準においてもメッセージ性を高め、エンゲージメントに活用するケースも出てきた。 ・議決権行使の重要性に鑑み、議決権のリジェクトや不行使のモニタリング体制を強化した。 <p>(12) 平成 29 年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「ステュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のステュワードシップ・コードの受け入れ及びステュワードシップ責任を果たすための方針の他、責任投資原則（PRI）への対応方針を把握した。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、投資判断時やモニタリング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認した。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取組状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの提出を義務付けた。加えて、PRIが公表したESG活動に関する質問票、外部コンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のステュワードシップ評価基準によりESG活動の多面的な把握・評価を 	<p>投資原則（PRI）への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版ステュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を実施している。このような取組の進展を踏まえ、業務方針において日本版ステュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更した。</p> <p>c. 不動産分野においては投資先運用機関のESG活動を評価、モニターするために国際的枠組みであるGRESBに加入、積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるESG活動への取組強化を促している。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関にGRESBへの加入を奨励、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) ESGを考慮した投資 年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進すること。 その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった第3-1(1)の年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、取組を進めること。併せて、ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にとつて</p>	<p>8. ESGを考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。 取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進める。</p>	<p>8. ESGを考慮した投資等 年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESGを考慮した投資を推進するとともに、その効果を継続的に検証していく。 取組が先行している株式運用以外においても、各資産ごとに異なる特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進める。</p>	<p>(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、ESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資の取組を進めているか。</p>	<p>実施した。</p> <p>8. ESGを考慮した投資等 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り、令和3年度においては、主に以下のような取組を進めた。 株式運用においては、国内株式のESG総合指数(FTSE Blossom Japan Sector Relative Index)を選定し、運用を開始した。FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexは、FTSE Russell社のESG評価に基づき、企業の気候変動リスクや機会に対する経営姿勢を評価する指数であり、親指数に対するトラッキングエラーを抑えながら、ポートフォリオのリスク調整後リターン改善に加え、市場や経済の持続可能性の向上につながることを目指している。令和3年度末までに採用したESG指数は、合計8指数となり、投資額は約12.1兆円となった。 また、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス(ESG)要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行(IBRD)と国際金融公社(IFC)に加え、欧州投資銀行(EIB)、アジア開発銀行(ADB)、北欧投資銀行(NIB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、イスラム開発銀行(IsDB)、欧州評議会開発銀行(CEB)、米州開発銀行(IDB)の国際開発金融機関10行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行(KfW)、スウェーデン地方金融公社(Kommuninvest)、オランダ自治体金融公庫(BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫(NWB Bank)、ノルウェー地方金融公社(KBN)、カナダ輸出開発公社(EDC)の6行と同様の仕組みを構築・継続し、令和4年3月末時点での投資実績は約1.6兆円となっている。 なお、ESG投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面的に評価・検証している。令和3年8月には第4回目の報告書となる「2020年度ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。「2020年度ESG活動報告」では、ESG指数のパフォーマンスのような直接的な投資成果のみならず、ポートフォリオや日本企業のESG評価の推移やエンゲージメントの効果などに関する定量分析などを紹介している。また、令和2年に初めて刊行した「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行し、分析対象をスコープ3の下流(製品・サービスの消費・利用に起因する間接排出)に拡</p>	<p>(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進している。 令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令和3年度においては、国内株ESG総合指数について、指数に関する情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株ESG総合指数について、FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexを選定し、運用を開始した。 平成29年度より開始したFoFやゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ESG要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施しているほか、インフラストラクチャー分野、国内外不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ESGに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。 特に不動産分野においてはESG活動の国際的枠組みであるGRESBに令和元年度に加入したのに加え、前年度からは地球温暖化の科学的分析を行う国際的イニシアティブCRREMをサポートし投資先ポートフォリオの長期的価値の維持の観点から運用機関に対する啓蒙を行っている。さらに、国内不動産分野では運用受託機関にGRESBへの加入を奨励、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することで評価の公平性を維持している。また、令和3年度は国内不動産分野を対象としたClimate Value-at-Riskを用いた気候変動リスクの分析を行った。 以上により、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである</p>	
---	--	---	--	--	--	--

<p>行われているかについて継続的に検証すること。</p>			<p>(7) ESG投資が法人の運用に求められる基本的な考え方にとって行われているか及びその効果について継続的に検証しているか。</p> <p>(8) 株式運用以外においても、各資産の特性などを踏まえながら、ESGを考慮した取組を進めているか。</p>	<p>大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試みている。</p> <p>オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりESG評価プロセスの体系を業務マニュアル化、選定済の運用受託機関(FoFおよびゲートキーパー)については総合評価時に自社の責任投資原則(PRI)への取組み体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を行っている。このような取組の進展を踏まえ、令和3年度には、業務方針において日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を変更した。</p> <p>また、不動産分野においては投資先運用機関のESG活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるGRESBに加入しており、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオESGの観点からの改善を行っていく。国内不動産分野においては、運用受託機関がGRESBに加入した上で投資先に対して要請する報告基準を策定し呈示している。また、令和3年度は国内不動産分野を対象としたClimate Value-at-Riskを用いた気候変動リスクの分析を行った。</p>	<p>等といった年金積立金の管理及び運用の基本的な方針に留意しつつ所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(7) 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進する」とされている。このような基本的な考え方に則り、ESG投資による短期的な投資パフォーマンスのみならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかをESG活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行っている。令和3年8月には第4回目の報告書となる「2020年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。</p> <p>「2020年度 ESG活動報告」では、ESG指数のパフォーマンスのような直接的な投資成果のみならず、ポートフォリオや日本企業のESG評価の推移やエンゲージメントの効果などに関する定量分析などを紹介している。また令和2年に初めて刊行した「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行し、分析対象をスコープ3の下流に拡大するなど前年度よりも分析範囲を拡大するとともに、リスクと機会の産業間の移転に関する分析など、よりフォワードルッキングな分析を試みている。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(8) 債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス(ESG)要素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行(IBRD)と国際金融公社(IFC)に加え、欧州投資銀行(EIB)、アジア開発銀行(ADB)、北欧投資銀行(NIB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州</p>	
-------------------------------	--	--	--	---	---	--

					<p>復興開発銀行（EBRD）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州評議会開発銀行（CEB）、米州開発銀行（IDB）の国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行（KfW）、スウェーデン地方金融公社（Kommuninvest）、オランダ自治体金融公庫（BNG Bank）、オランダ水道整備金融公庫（NWB Bank）、ノルウェー地方金融公社（KBN）、カナダ輸出開発公社（EDC）の 6 行と同様の仕組みを構築・継続し、令和 4 年 3 月末時点での投資実績は約 1.6 兆円となっている。</p> <p>オルタナティブ資産運用においては、運用会社の選定時に、運用会社全体の ESG への取組方針、運用プロセスにおける ESG インテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家への報告体制等について、質問票による調査、ESG 推進に関わる担当者との面談、外部コンサルタントによる評価等、複数の角度から審査をしている。また、運用開始後は、運用会社の ESG への取組態勢の変化や、運用会社が分散投資した投資ファンドの責任投資原則（PRI）への署名の有無や ESG 要素への対応状況等について、モニタリングを行っており、各運用会社には、ESG への取組状況を記載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談を行い、適切な状況把握とエンゲージメントに努めている。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	情報発信・広報及び透明性の確保		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、困難度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
Twitterによる情報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291回 (フォロワー数 27,973、閲覧回数 3,454,746)	230回 (フォロワー数 33,962、 閲覧回数 4,623,682)	292回 (フォロワー数 46,117、 閲覧回数 11,225,383)						《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
YouTubeへの動画掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8本 (登録者数 1,284、視聴回数 7,604)	9本 (登録者数 2,296、 視聴回数 22,368)	14本 (登録者数、 9,013、 視聴回数 41,825 (HP 掲載動画の 再生数 4,717 回を含む)										
法人のホームページへの訪問件数 (セッション数)	情報発信・広報活動の充実	795,215	725,096	839,243										
広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」と「信頼できない」との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」： 33.1% 「信頼できない」： 27.7%	— (第四期中期目標期間における新たな広報効果測定調査を準備中)	「信頼できる」： 37.4% 「信頼できない」： 21.5%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>8. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努めること。</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫す</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>公式ホームページについては、リニューアルを実施。法人の役割や管理・運用の仕組みを分かりやすく説明する特設ページの創設、ツイッターやYouTubeとの連携、デザイン一新やスマホ閲覧対応等を行った。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していることも鑑み、引き続きWebを活用した広報活動を行った。公式ツイッターを通じた発信内容等を継続的に見直してフォロワーと閲覧数が大幅に増えたほか、公式YouTubeチャンネルの登録者数は顕著な増加となった。また、年2回の理事長会見は対面とオンラインシステムを併用して実施した。7月の業務概況書公表を受けた報道では、累積収益額など、長期的な観点からの運用の重要性が伝わる内容も多かった。</p> <p>令和3年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ESGやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計34回登壇し、コロナ禍のもとであっても引き続き法人の情報発信に努めた。</p> <p>これらの取組を進める中で年度後半に実施した広報効果測定調査では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼できない」と回答した割合が減少した。</p>	<p>9. 情報発信・広報及び透明性の確保</p> <p>公式ホームページについては、リニューアルを実施。法人の役割や管理・運用の仕組みを分かりやすく説明する特設ページの創設、ツイッターやYouTubeとの連携、デザイン一新やスマホ閲覧対応等を行った。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していることも鑑み、引き続きWebを活用した広報活動を行った。公式ツイッターを通じた発信内容等を継続的に見直してフォロワーと閲覧数が大幅に増えたほか、公式YouTubeチャンネルの登録者数は顕著な増加となった。また、年2回の理事長会見は対面とオンラインシステムを併用して実施した。7月の業務概況書公表を受けた報道では、累積収益額など、長期的な観点からの運用の重要性が伝わる内容も多かった。</p> <p>令和3年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ESGやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計34回登壇し、コロナ禍のもとであっても引き続き法人の情報発信に努めた。</p> <p>これらの取組を進める中で年度後半に実施した広報効果測定調査では、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼できない」と回答した割合が減少した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続する中で、中期目標に掲げられている戦略的な情報発信のため、引き続きWebを活用した広報活動を行った。</p> <p>ホームページについては、令和3年度には一般被保険者への情報発信を強化した。具体的には、①法人ウェブサイトのリニューアル、②アクセシビリティ（ユニバーサル）対応の強化、③スマートフォン表示の最適化（見やすい画面となるよう調整）を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比プラス44,028の839,243（基準値比約106%）となった。</p> <p>公式ツイッターからの情報発信については、ホームページとの統一感を演出するとともに、投稿内容のバラエティを増やすなど充実した。年間292回（基準値比約100.3%、昨年度比約127%）投稿し、アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス18,144の46,117（基準値比約165%）、閲覧数は基準値比プラス7,770,637回の11,225,383回（基準値比約325%）といずれも大幅な伸びとなった。</p> <p>YouTubeについては、リニューアルした3つの動画の掲載、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラス6回の14回（基準値比175%）となった。アウトカムを表す登録者数は基準値比プラス7,729の9,013（基準値比約702%）、視聴回数は基準値比プラス34,221の41,825（基準値比約550%）と顕著に増加した。</p> <p>「2020年度業務概況書」においては、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を想定して、冒頭に年金制度における積立金や当法人の役割等について分かりやすく解説したページを追加した。また、管理運用業務</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、ステークホルダーシップ責任を果たすための活動やESG投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。</p> <p>この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。</p> <p>これに対し、法人においては、中期計画期間における広報の方向性、効果的コミュニケーション等を整理した基本方針「GPIFにおける当面の広報方針」をもとに、新型コロナウイルス下での非対面コミュニケーションを中心に、情報発信強化、透明性の向上に資する以下の取組を実施した。</p>	

<p>ること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明すること。</p> <p>スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信すること。</p> <p>オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信すること。</p> <p>法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）及び当該銘柄の時価総額について、公表すること。また、経営委員会の審議</p>	<p>を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表する。</p> <p>また、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積み上がっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。</p> <p>その際、管理運用法人のホームページや業務概況書等の一層の充実を図るほか、役員講演等を含め案件の</p>	<p>し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後数十年にわたり積立金が大きく積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点（長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、スチュワードシップ活動やESG投資の考え方等）から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信の在り方について検討を深める。</p> <p>(1) 第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、情報発信や</p>	<p>(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」をもとに、令和3年度には一般被保険者への情報発信を強化した。具体的には、①法人ウェブサイトのリニューアル（より親しみやすく</p>	<p>担当理事兼CIOが1年間を振り返り当法人の運用について解説するページも新設し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p> <p>広報効果測定調査では、当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は37.4%となり、令和2年の前回調査(33.1%)に比べて4ポイント以上増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.5%となり前回調査(27.7%)に比べて6ポイント以上減少した。特に、20代の若年層における信頼感が40.9%から60.3%に上昇した。</p> <p>ESG活動に関する情報発信については、ESGの取組を評価し、投資効果の確認と透明性を確保する観点から、「2020年度ESG活動報告」を刊行した。さらに、令和2年度に引き続き「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」も刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」をも</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公式ホームページをリニューアル・充実 <ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資など、イラストを交えて分かりやすく解説 アクセシビリティの改善（ユニバーサル対応など） ツイッターやYouTubeを活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> 投稿内容のバラエティ充実、発信回数の増加、若い世代も意識した「ESG図解」や法人の使命をコンパクトに伝える「GPIF works for all generations」等の動画 2020年度業務概況書（2021年7月公表）の充実 <ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の役割等を分かりやすくイラスト解説したページ、管理運用業務担当理事兼CIOが年度を振り返り解説するページを新設。 オルタナティブ投資について、時価総額の増減の要因分解等のコラムを掲載し、同投資に対する理解を促進 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG投資について、「スチュワードシップ活動報告」、「2020年度ESG活動報告」(4回目の刊行)、その別冊「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」(2回目の刊行)を公表 <p>なお、以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関す</p>
--	--	---	---	--	---	---

<p>の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表すること。</p> <p>【重要度高】</p> <p>上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>性格に応じた効果的な情報発信を工夫する。</p> <p>こうした広報の取組については、定期的に検証等を行い、その結果を踏まえて、取組内容を継続的に改善する。</p> <p>さらに、経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保するとともに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号））で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運用法人が行う</p>	<p>効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針をもとに、広報活動の評価を定期的に行い、活動内容の改善を図る。</p>	<p>広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析を行っているか。</p>	<p>するため、イラストを中心としたデザインに変更)、②アクセシビリティ（ユニバーサル）対応の強化（総務省「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker Ver. 2.0」を用いて評価を実施、情報通信アクセス協議会が定める「JIS X 8341-3:2016 レベル AA」に準拠していることを確認）、③スマートフォン表示の最適化（スマートフォンからの閲覧増加を受け、見やすい画面となるよう調整を実施）を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比プラス 44,028 の 839,243（基準値比約 106%）となった。</p> <p>また、引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具体的には、背景画像をリニューアルしたホームページのデザインに合わせ、統一感を演出したとともに、投稿内容のバラエティを増やし、情報発信の充実を企図した。前年度はコロナ禍による出勤抑制の影響で投稿数が大きく減少していたが、令和3年度は投稿方法の見直し等により年間 292 回（基準値比約 100.3%、昨年度比約 127%）とアウトプットを回復させた。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 18,144 の 46,117（基準値比約 165%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 7,770,637 回の 11,225,383 回（基準値比約 325%）となった。</p> <p>YouTube については、リニューアルした3つの動画の掲載（「GPIF ってなに?」、「ESG 図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラス 6 回の 14 回（基準値比 175%）、登録者数は基準値比プラス 7,729 の 9,013（基準値比約 702%）となり、視聴回数についても基準値比プラス 34,221 の 41,825（基準値比約 550%）となり、2年連続で顕著な増加となった。</p> <p>さらに、「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）を実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は 37.4%となり、令和2年の前回調査（33.1%）に比べて4ポイント以上増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.5%となり前回調査（27.7%）に比べて6ポイント以上減少した。特に、20代の若年層における信頼感が 40.9%から 60.3%に上昇した。</p>	<p>とに、令和3年度には一般被保険者への情報発信を強化した。具体的には、①法人ウェブサイトのリニューアル（より親しみやすくするため、イラストを中心としたデザインに変更）、②アクセシビリティ（ユニバーサル）対応の強化（総務省「みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker Ver. 2.0」を用いて評価を実施、情報通信アクセス協議会が定める「JIS X 8341-3:2016 レベル AA」に準拠していることを確認）、③スマートフォン表示の最適化（スマートフォンからの閲覧増加を受け、見やすい画面となるよう調整を実施）を実施した。その結果、公式ホームページへの訪問件数（セッション数）は、基準値比プラス 44,028 の 839,243（基準値比約 106%）となった。</p> <p>公式ツイッターからの情報発信については、背景画像をリニューアルしたホームページのデザインに合わせ、統一感を演出したとともに、投稿内容のバラエティを増やし、情報発信の充実を企図した。前年度はコロナ禍による出勤抑制の影響で投稿数が大きく減少していたが、令和3年度は投稿方法の見直し等により年間 292 回（基準値比約 100.3%、昨年度比約 127%）とアウトプットを回復させた。アウトカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 18,144 の 46,117（基準値比約 165%）、インプレッション（閲覧）数は基準値比プラス 7,770,637 回の 11,225,383 回（基準値比約 325%）となった。</p> <p>YouTube については、リニューアルした3つの動画の掲載（「GPIF ってなに?」、「ESG 図解」及び「GPIF works for all generations」）、運用状況の動画の掲載等、年間の動画掲載回数は基準値比プラス 6 回の 14 回（基準値比 175%）、登録者数は基準値比プラス 7,729 の 9,013（基準値比約 702%）となり、視聴回数についても基準値比プラス 34,221 の 41,825（基準値比約 550%）となり、2年連続で顕著な</p>	<p>る理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページへの訪問件数は、前年度末比で増加。 ・ ツイッターのフォロワー数や閲覧数、ユーチューブ動画の登録者数や視聴回数は、いずれも前年度末比 120%超の大幅増加 ・ 広報効果測定調査の結果において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人を認知している人のうち GPIF の活動を「信頼できる」割合が増加 ・ 特に 20 代の若年層における信頼感が大きく上昇 <p>以上のような情報発信・広報等の取組は、引き続き新型コロナウイルスの影響による制約があった中で、広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解・信頼に資するものであった。中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解に資す</p>
---	--	--	--	--	--	--

	<p>年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。併せて、オルタナティブ投資の投資案件についても、できるだけ分かりやすい形での情報開示を進めるとともに、運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細なレベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社等との契約内容にも配慮する。</p> <p>これらの情報は、市場への影響に留意する。</p>	<p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等をホームページで分かりやすく説明する。また、オルタナティブ投資についても、その意義・役割や投資案件の概要等をホームページ等で分かりやすく説明する。</p> <p>(3) 年金制度における積立金や管理運用法人の役割等を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、ホームページ等で周知する。</p>	<p>(2) 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等（年金積立金の役割、長期分散投資の効果、長期運用機関である法人の特性に応じた運用の状況等）について、年金積立金の管理及び運用に対する国民の理解を深めることができるよう、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、国民に分かりやすく説明しているか。</p>	<p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。</p> <p>令和3年度は新たに、ホームページにおいて現行の中期計画に合わせ、トップページのタブを変更し、「ESG・ステューワードシップ」、「運用の多様化」を設置した。</p> <p>オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように内容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で分かり易く解説を加えており、令和3年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV変動要因、PEファンドにおけるJカーブ、新型コロナウイルス感染症によるオルタナティブ投資への影響について、の3トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。また、令和2年度からは、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明しており、令和3年度においても記載内容の一部見直しを行った。</p> <p>(3) ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設ページ「GPIFってなに？」を新設した。</p>	<p>増加となった。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の蔓延が継続していることも鑑み、令和3年度の役職員の講演等への登壇はオンラインを中心に継続した。ESGやオルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計34回登壇し、コロナ禍にあっても引き続き法人の情報発信に努めた。</p> <p>また、ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資などについて、イラストを交えて分かりやすく紹介する特設ページ「GPIFってなに？」を新設した。</p> <p>さらに、「2020年度業務概況書」においては、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を想定して、冒頭に年金制度における積立金や当法人の役割等について分かりやすく解説したページを追加した。また、管理運用業務担当理事兼CIOが1年間を振り返り当法人の運用について解説するページも新設し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>るよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実に努めるとともに、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし</p>
--	---	---	---	---	---	--

		<p>(4) 令和2年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、令和3年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。</p> <p>具体的な公表日は、令和2年度の管理及び運用実績の状況は7月2日に、令和3年度の四半期の運用状況は8月6日、11月5日、2月4日とする。</p> <p>(5) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホーム</p>	<p>(3) 年金積立金の管理及び運用の運用実績の状況等について、毎年1回・四半期毎にホームページ等を活用して迅速な公表を行っているか。</p>	<p>(4) 透明性の向上を図るため、令和3年度計画において、令和2年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和3年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日と明記し、下記のとおり公表を行った。</p> <p>【公表日】</p> <table border="1" data-bbox="1062 296 1798 436"> <thead> <tr> <th>業務概況書 (令和2年度)</th> <th>第1四半期 (令和3年度)</th> <th>第2四半期 (令和3年度)</th> <th>第3四半期 (令和3年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.7.2</td> <td>R3.8.6</td> <td>R3.11.5</td> <td>R4.2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>「2020年度業務概況書」においては、運用に関する知識・経験がそれほど多くない方を想定して、冒頭に年金制度における積立金や当法人の役割等について分かりやすく解説したページを追加した。また、管理運用業務担当理事兼CIOが1年間を振り返り当法人の運用について解説するページも新設し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。</p> <p>(5) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。</p>	業務概況書 (令和2年度)	第1四半期 (令和3年度)	第2四半期 (令和3年度)	第3四半期 (令和3年度)	R3.7.2	R3.8.6	R3.11.5	R4.2.4	<p>(3) 透明性の向上を図るため、令和3年度計画において、令和2年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和3年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日とすることとし、公表を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
業務概況書 (令和2年度)	第1四半期 (令和3年度)	第2四半期 (令和3年度)	第3四半期 (令和3年度)											
R3.7.2	R3.8.6	R3.11.5	R4.2.4											

		<p>ページで情報を公開する。</p> <p>(6) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p>	<p>(4) スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信しているか。</p> <p>(5) オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。</p>	<p>(6) スチュワードシップ活動については、以下の情報の公表を行った。</p> <p>①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和4年3月29日）し、令和3年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。</p> <p>②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。</p> <p>③当法人の取組事項も増えたため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを追加した。「エンゲージメント強化型パッシブファンド追加採用」、「2022年度からの債券のスチュワードシップ評価開始」、「運用受託機関が選ぶ優れた開示シリーズの拡大」の3点を記載した。</p> <p>④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。</p> <p>⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。</p>	<p>(4) 当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和4年3月29日）し、令和3年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要等についてホームページに掲載した。</p> <p>ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」を毎年刊行している。令和3年8月には第4回目の報告書となる「2020年度ESG活動報告」を刊行し、同9月に同報告書の英語版を公表した。さらに、「2020年度ESG活動報告」の別冊として「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示を行ったとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(5) オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な投資案件の概要、写真を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように内容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式で分かりやすく解説を加えており、令和3年度には、オルタナティブ資産にかかるNAV変動要因、PEファンドにおけるJカーブ、新型コロナウイルス感染症によるオルタナティブ投資への影響について、の3トピックにかかるコラムを掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図った。</p> <p>さらに、情報発信範囲の拡充の観点から、ホームページ内にオルタナティブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージ</p>	
--	--	---	--	---	--	--

			<p>(6) 法人の運用について多面的な観点から国民の理解を得られるようにするための分かりやすい情報発信のあり方の検討、法人のホームページや業務概況書等の充実等の広報の取組についての定期的な検証等及びその結果を踏まえた取組内容の継続的な改善を行っているか。</p>	<p>(7) 経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。さらに、経営委員会の審</p>	<p>(7) 年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該銘柄の時価総額を公表しているか。</p> <p>(7) 運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第74回～第88回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。</p> <p>なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7年）経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。</p> <p>加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、令和3年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表した。</p>	<p>について理解を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナティブ資産の運用とは」を令和2年度から開設し、その意義・役割や投資案件の概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明しており、令和3年度においても記載内容の一部見直しを行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(6) 「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」を実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は37.4%となり、令和2年の前回調査(33.1%)に比べて4ポイント以上増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.5%となり前回調査(27.7%)に比べて6ポイント以上減少した。特に、20代の若年層における信頼感が40.9%から60.3%に上昇した。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(7) 年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、令和3年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えている。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

			<p>議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(8) 運用における ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から ESG 活動報告を作成する。</p>	<p>(8) 経営委員会が重要事項と判断する事項について、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保を行っているか。</p> <p>(9) 経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表しているか。</p>	<p>(8) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みを積極的に推進している。このような ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成 30 年より「ESG 活動報告」を毎年刊行している。令和 3 年 8 月には第 4 回目の報告書となる「2020 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。さらに、「2020 年度 ESG 活動報告」の別冊として「GPIF ポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。当法人では、ESG への取り組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。</p>	<p>(8) 令和 3 年度においては該当がなかった。</p> <p>(9) 適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	--	--	---	---	---	--	--

〈課題と対応〉
特になし。

4. その他参考情報

該当なし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947					
中期計画を踏まえた節減額（千円）(イ)	—	—	1,619,208	54,132					
達成度	—	—	100%	100%					
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,521,265	2,745,730					

注) 達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評定	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		<評定と根拠> 評定：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年		評定	B
1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実	1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、他の	1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配		1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 期初に採用委員会を開催し、令和3年度に募集する職務や人員について検討した結果、運用の多様化・高度化への対応を行うための人材（フロント・ミドル業務を担う人材、金融工学の知識を持つ人材、運用機関の評価等を行う人材）、リスク管理・内部統制機能の強化を行うための人材（法務の人材、市場リスク・オルタナリスクを管理する人材、監査・業務リスク対応を行う人材）及びデータマネジメント強化のための人材の採用を				<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営の確立に取り組むこと、	

<p>情に即して見直すこと。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めること。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> <p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務</p>	<p>民間金融機関等の例も参考にしつつ、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術を積極的に活用する。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進める。</p> <p>また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う。</p> <p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務</p>	<p>置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。</p> <p>(2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。</p> <p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関</p>	<p>重点的に進めることとした。</p> <p>また、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、組織編成及び人員配置に常に気を配り、令和3年度においては、4月、7月、9月、11月、12月に人事異動（配置換え）を実施した。</p> <p>(2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。</p> <p>令和3年度において、正規職員の実績評価については令和2年度下期実績評価（令和2年10月～令和3年3月）を令和3年4～5月に実施し、その結果を令和3年6月期の賞与に、令和3年度上期実績評価（令和3年4月～9月）を令和3年10月～11月に実施し、令和3年12月期の賞与に反映させた。</p> <p>正規職員の実績・能力評価（令和3年1月～令和3年12月）については、令和4年1月に実施し、令和4年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和4年4月の昇給等へ反映させた。</p> <p>運用専門職員の実績・能力評価（令和2年4月～令和3年3月）については、令和3年4～5月に実施し、令和3年6月期の賞与に反映させるとともに、令和3年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。</p> <p>その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。</p> <p><定量的指標> 中期目標期間中、一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利</p> <p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（システム関連経費、人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利</p>	<p>12月24日閣議決定。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行うこと、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。さらに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされている。</p> <p>効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、採用委員会において職員採用方針を決定し、それに基づく採用活動を進め、また、適宜人事異動を行い、効率的かつ効果的に業務を遂行できるよう、人員配置を見直している。加えて、経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としている。</p> <p>経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和3年度の予算額は、前年度比1.24%以上の節減を行っており、契約の適正化についても適切に取り組んでいる。</p> <p>運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされているのに対し、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）の法人内導入を推進し、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上に寄与した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p> <p><定量的指標> 令和3年度の予算額は、令和2年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めること、情報システムの適切な整備及び管理を行うなど業務の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし</p>
---	--	--	--	--	--

<p>経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を図ること。</p> <p>新規に追加されるものや拡充される分を含む経費</p>	<p>経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化等に対応するために新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組</p>	<p>連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために当年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度と比べて1.24%以上の効率化を行う。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金</p>	<p>用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行っているか。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 組織編成及び管理部門を含めた各部門の人員配置を実情に即して見直しているか。その際、人員の増員を含む組織体制の拡大を行う場合には、経営委</p>	<p>努めた。また、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行った。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしているが、令和3年度においては、該当する取組はなかった。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="934 653 1691 997"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度 基準年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)</td> <td>4,365</td> <td>4,745</td> </tr> <tr> <td>中期計画を踏まえた節減額</td> <td>1,619</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>2,521</td> <td>2,746</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和3年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画を踏まえた節減額（前年度の基準額に対し1.24%の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.24%の効率化を行う。</p> <p>(注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。</p> <p>(2) 人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関する取扱いが閣議決定（令和3年11月24日）されたことを踏まえ、国家公務員に準じて役職員の給与改正を行う方針を決定した。</p> <p>また、運用の高度化・多様化等に的確に対応できるよう、採用委員会で決定した方針の下に必要な人材の確保に取り組み、運用専門職員8名と正規職員9名を採用した。</p> <p>(3) 対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は、令和3年度で128.5と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。</p>		令和2年度 基準年度	令和3年度	節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	4,365	4,745	中期計画を踏まえた節減額	1,619	54	執行額	2,521	2,746	<p>【評価の視点】</p> <p>(1) 採用委員会において職員採用方針を決定し、それに基づく採用活動を進め、また、適宜人事異動を行い、効果的かつ効率的に業務を遂行できるよう、人員配置を見直していることから、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
	令和2年度 基準年度	令和3年度																
節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	4,365	4,745																
中期計画を踏まえた節減額	1,619	54																
執行額	2,521	2,746																

<p>全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化すること。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証</p>	<p>を強化するとともに、これらの取組については、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直す。</p> <p>人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度専門人材の確保を始め、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果</p>	<p>融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減、付加価値（スチュワードシップ活動を含む）等も考慮に入れつつ、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水</p>	<p>員会の関与の下で、その必要性等の精査を十分に行った上で進めているか。</p> <p>(2) 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行っているか。</p> <p>(3) 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を行っているか。また、業務運営の高度化・効率化のために、AI、RPA等の先進技術の積極的活用を行っているか。</p>	<p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。</p> <p>(5) 管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関があったことから、前年度比259億円の減少となった。</p> <p>オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に向け鋭意交渉し実現した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求すべく、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。また、既に選定済みの主要先進各国市場に投資を行うグローバルインフラおよび不動産マニデートでは、運用受託機関との間で、通貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、受託機関とのアラインメントを改善するため、目標リターンの設定と成功報酬体系の一部見直しについて検討を行った。</p>	<p>(2) 経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映させる人事評価制度としていることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 管理運用業務の基盤となるGPDR (Government Pension Data Repository: 年金積立金データ管理) システムの後継となるDWH (データウェアハウス) サービスについては、予定通り11月並行稼働、12月本番稼働を開始し、GPDRシステムからDWHサービスへの切り替えを滞りなく完了した。</p> <p>また、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA (ロボティックプロセスオートメーション)・EUC (エンドユーザーコンピューティング) の法人内導入を推進し、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上に寄与した。</p> <p>さらに、統合文書管理システムにおいては、法人文書管理を支える基幹システムとして、業務運営の電子化等を更に推進するとともに、押印廃止の観点から、紙文書の各種申請書(28帳票)を電子化し、業務の効率化・ペーパーレス化・業務の安定稼働に寄与した。</p> <p>加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネージャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI (ビジネスインテリジェンス) ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--	---	---	---	---	--

<p>結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第6の1により対応すること。</p>	<p>や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第9の1により対応する。なお、管理運用委託手数料については、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。</p>	<p>準となるよう努める。</p>	<p>(4) 中期目標期間中、一般管理費(システム関連経費及び人件費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行っているか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.24%以上の効率化を行っているか。</p> <p>(5) 新規に追加されるものや</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>(1) 調達の実施状況</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等(一般競争入札(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)、企画競争及び公募)による調達を実施した。</p> <p>【契約の実績】</p> <p>(単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="931 1686 1822 1959"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(4.5%) 8</td> <td>(0.1%) 0.7</td> <td>(3.4%) 7</td> <td>(0.1%) 0.4</td> <td>(△12.5%) △1</td> <td>(△38.7%) △0.3</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(29.8%) 53</td> <td>(6.3%) 40.3</td> <td>(41.5%) 85</td> <td>(27.3%) 89.7</td> <td>(60.4%) 32</td> <td>(122.8%) 49.4</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度		令和3年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(3.4%) 7	(0.1%) 0.4	(△12.5%) △1	(△38.7%) △0.3	企画競争・公募	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(60.4%) 32	(122.8%) 49.4	<p>(4) 令和3年度の予算額は、令和2年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
	令和2年度		令和3年度			比較増△減																											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																											
競争入札等	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(3.4%) 7	(0.1%) 0.4	(△12.5%) △1	(△38.7%) △0.3																											
企画競争・公募	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(60.4%) 32	(122.8%) 49.4																											
<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日</p>	<p>3. 契約の適正化</p> <p>(1) 調達の実施状況</p> <p>公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等(一般競争入札(最低価格落札方式及び総合評価落札方式)、企画競争及び公募)による調達を実施した。</p> <p>【契約の実績】</p> <p>(単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="931 1686 1822 1959"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(4.5%) 8</td> <td>(0.1%) 0.7</td> <td>(3.4%) 7</td> <td>(0.1%) 0.4</td> <td>(△12.5%) △1</td> <td>(△38.7%) △0.3</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(29.8%) 53</td> <td>(6.3%) 40.3</td> <td>(41.5%) 85</td> <td>(27.3%) 89.7</td> <td>(60.4%) 32</td> <td>(122.8%) 49.4</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度		令和3年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(3.4%) 7	(0.1%) 0.4	(△12.5%) △1	(△38.7%) △0.3	企画競争・公募	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(60.4%) 32	(122.8%) 49.4	<p>(5) 予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予算執行</p>		
	令和2年度		令和3年度		比較増△減																												
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																											
競争入札等	(4.5%) 8	(0.1%) 0.7	(3.4%) 7	(0.1%) 0.4	(△12.5%) △1	(△38.7%) △0.3																											
企画競争・公募	(29.8%) 53	(6.3%) 40.3	(41.5%) 85	(27.3%) 89.7	(60.4%) 32	(122.8%) 49.4																											

務大臣決定)により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行う PDCA サイクルの取組の強化を行っているか。また、これらの取組について、経営委員会で定期的に議論し、必要な場合は見直しを行っているか。

(6) 人件費について、政府の方針を踏まえつつ適切に対応しているか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保しているか。

(7) 給与水準について、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与に

競争性のある契約 (小計)	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(50.8%) 31	(119.9%) 49.1
競争性のない 随意契約	(65.7%) 117	(93.6%) 599.8	(55.1%) 113	(72.6%) 238.4	(△3.4%) △4	(△60.2%) △361.4
合計	(100.0%) 178	(100.0%) 640.8	(100.0%) 205	(100.0%) 328.6	(15.2%) 27	(△48.7%) △312.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

【一者応札・応募状況】

(単位：件、億円)

		令和2年度		令和3年度		比較増△減
2者 以上	件数	36	94.7%	76	95.0%	(111.1%) 40
	金額	40.9	99.7%	88.3	97.9%	(116.0%) 47.4
1者 以下	件数	2	5.3%	4	5.0%	(100.0%) 2
	金額	0.1	0.3%	1.9	2.1%	(1283.4%) 1.7
合計	件数	38	100.0%	80	100.0%	(110.5%) 42
	金額	41.0	100.0%	90.1	100.0%	(119.9%) 49.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした下記分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

① 競争契約による調達

可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額(見積)の根拠等の確認等を行った。

状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。

(6) 人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、運用専門職員8名の採用のほか、正規職員9名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。

(7) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。

ついて検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表しているか。

(8) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っているか。

(9) 管理運用委託手数料について、新実績連動報酬制度の導入による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減等、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努めているか。

(10) 法人が策定した「調達等

(再掲) (単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	(34.3%) 61	(6.4%) 41.0	(44.9%) 92	(27.4%) 90.1	(50.8%) 31	(119.9%) 49.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

② 随意契約による調達

契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表しており、透明性の確保に努めた。

(再掲) (単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のない随意契約	(65.7%) 117	(93.6%) 600	(55.1%) 113	(72.6%) 238	(△3.4%) △4	(△60.2%) △361

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努め、事務机等の什器の調達に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の適合製品であることを仕様書等に記載した。特に令和3年度においては、事務所の拡充及びレイアウト変更等に伴い、例年に比べて多くのオフィス家具、オフィス機器を購入したが、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、その92%以上をグリーン購入法適合製品とすることができた。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

① 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査

(8) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

(9) 管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、目標超過収益率を下回るアクティブ運用機関があったことから、前年度比259億円の減少となった。

(10) 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底

<p>4. 業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。</p>	<p>4. 業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ITの活用や電子化等を推進する。具体的には、事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備や専門能力を持った外部リソースの積極的な活用等により、法人の業務運営の効率化を図</p>	<p>4. 業務の電子化等の取組 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、ITの活用や電子化等を推進する。具体的には、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）の導入推進や外部サービスとの連</p>	<p>合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 （以下は調達等合理化計画における評価指標） ・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。 ・運用受託機関等との契約案件</p>	<p>委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。また、会計規程施行細則第28条第7号に該当する少額随意契約に関する取扱いについて、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対象等を整理したうえで、契約審査会に報告した。さらに、契約審査会のあり方について、法務室の役割を踏まえて効率化を図った。なお、「緊急やむを得ない場合」であることを理由に、契約審査会の事前審議を経ずに随意契約を締結した事例は無かった。 運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等に当たっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和3年9月22日及び令和4年2月17日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。</p> <p>② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和3年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、コンプライアンスメールマガジン（法人内メルマガ）を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有した。</p> <p>4. 業務の電子化等の取組 (1) GPDR（Government Pension Data Repository：年金積立金データ管理）システムの後継となるDWH（データウェアハウス）サービスについては、予定通り11月並行稼働、12月本番稼働を開始し、GPDRシステムからDWHサービスへの切り替えを滞りなく完了した。 (2) 「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA（ロボティックプロセスオートメーション）・EUC（エンドユーザーコンピューティング）に係る統制会議を設置、ユーザーからの開発要望に関するアンケート収集・ヒアリング対応、開発計画の策定を行い、RPA・EUCの導入推進に寄与した。 また、各部室からのRPA・EUCの案件のとりまとめ及び定例ミーティング等での進捗管理を通じて、業務効率化を推進した。加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネージャー選択効果の迅速かつ正確な把握等のためのBI（ビジネスインテリジェンス）ツールの利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、RPAを活用し、高度的・効率的な業務運営に努めている。 (3) 統合文書管理システムにおいては、法人文書管理を支える基幹システムとして、業務運営の電子化等を更に推進するとともに、業務の安定稼働に寄与した。また、押印廃止の観点から、紙文書の各種申請書（28帳</p>	<p>について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考えます。 ・可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額（見積）の根拠等の確認等を行っており、所期の計画を達成していると考えます。 ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をし、また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表し、透明性の確保に努めており、所期の計画を達成していると考えます。 ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努め、事務机等の什器の調達に際しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の適合製品であることを仕様書等に記載した。特に令和3年度においては、事務所の拡充及びレイアウト変更等に伴い、例年に比べて多くのオフィス家具、オフィス機器を購入したが、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、その92%以上をグリーン購入法適合製品とすることができたことから、所期の計画を達成していると考えます。 ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。また、会計規程施行細則第28条第7号に該当する少額随意契約に関する取扱いについて、経理課において確認すべき内容や契約審査会審議案件とすべき対象等を整理したうえで、契約審査会に報告した。さらに、契約審査会のあり方について、法務室の役割を踏まえて効率化を図ったことから、所期の計画を達成していると考えます。 ・運用受託機関等の選定・評価、運用ファンド</p>
---	---	--	---	---	--

<p>る。 また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。</p>	<p>携改善等事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備及び情報処理基盤整備支援等外部リソースの積極的な活用に向けた取組を行う。特に、G P D R (Government Pension Data Repository : 年金積立金データ管理) システムの後継となるDWH (データウェアハウス) サービスについては、その確実な導入及び円滑な移行を図る。 また、これらの取組を推進するため、IT専門人材の育成・採用に努める。</p>	<p>については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。 ・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関する職員に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。</p>	<p>票) を電子化し、業務の効率化・ペーパーレス化に寄与した。 (4) インハウスにおける株価指数先物取引開始にあたり、資産管理機関が提供する情報サービス導入のため、計画策定、導入対応を実施し、外部サービスとの連携改善等事務の軽減・効率化等に資する情報システムの整備に寄与した。 (5) これらの取組を推進するため、IT専門人材1名を採用した。</p>	<p>の資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和3年9月22日及び令和4年2月17日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告していること等から、所期の計画を達成していると考えられる。 ・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和3年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、コンプライアンスメールマガジン (法人内メルマガ) を用い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有したことから、所期の計画を達成していると考えられる。</p> <p>〈課題と対応〉 I-2の「課題と対応」を参照。</p>	
--	--	---	---	---	--

4. その他参考情報

該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	5,984,686	4,365,478	4,744,947				
中期計画を踏まえた節減額（千円）(イ)	—	—	1,619,208	54,132				
達成度	—	—	100%	100%				
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,521,265	2,745,730				

注) 達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.24% に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和3年度において、令和2年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.24%を節減した予算（人件費、システム関連経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和3年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和3年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	業務実績	自己評価	評価	B
					<p><評価と根拠> 評価：B 「財務内容の改善に関する事項」は、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされているのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p>	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き、予算</p>	

<p>による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p><評価の視点> (1) 中期計画「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行っているか。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p>	<p>【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	<p>の適正な作成及び執行並びに必要なに応じて適切な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし</p>
---	--	--	---	---	---

	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第8 剰余金の使途なし</p>	<p>〈課題と対応〉 特になし。</p>
--	---	---	---	--------------------------

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし</p>

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
高度で専門的な人材の人数	高度専門人材の確保・育成・定着管理	32人 (うち元(31)年度は8人採用)	34人 (うち2年度は2人採用)	42人 (うち3年度は8人採用)				
経営委員会及び監査委員会の開催回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	24回 (経営委員会12回、監査委員会12回)	29回 (経営委員会14回、監査委員会15回)	27回 (経営委員会13回、監査委員会14回)				
経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数	ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	1回	1回	1回				
情報セキュリティ自己点検を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	1回	1回				
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	3回	5回	4回				
情報セキュリティeラーニングを実施した回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	1回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 高度で専門的な人材の確保、育成、定着等 法人の行う年金積立金の運用は、外部	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにすると	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 高度専門人材については、運用の多様化に合わせ必要とする		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 高度専門人材の確保、育成、定着等 (1) 令和3年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的な能力を精査し、以下のとおり専門的な能力が必要となる業務を明確にした。 ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等について	<評価と根拠> 評価：B 「その他業務運営に関する重要事項」については、以下の事項等を行うこととされている。 ・高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、人材の適時適切な配置等を図ること。 ・内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 ・経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。	評価 B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、高度で専門的な人材の確保・育成・定着、内部統制の一層の強化、国民から一層信頼される組織体制		

<p>運用機関への委託運用が中心であることや、効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。</p> <p>高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図ること。</p> <p>高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</p> <p>運用の多様</p>	<p>もに、その人材の受入れに伴う環境整備を行う。</p> <p>また、高度専門人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績評価を定期的に行うとともに、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。</p> <p>さらに、高度専門人材のノウハウや活動成果を管理運用法人の役員に還元すること等を通じて、業務遂行能力の向上を目指す。</p> <p>なお、高度専門人材の報酬水準については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどにより、その適切</p>	<p>業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入れに当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。</p> <p>(2) 高度専門人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>(3) 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度専門人材等を活用した研修</p>		<p>て一層的確な実施を図るといった法務の専門的知識が必要とされる業務</p> <p>イ 運用多様化・分散投資を進めるためのオルタナティブ投資や投資戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的知識が必要とされる業務</p> <p>これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価(アセスメント)を加味した審査により、専門的な人材8名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、9名の正規職員を採用した。</p> <p>なお、就労環境の整備としては、「柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率性の向上」を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として暫定的に運用していた在宅勤務を一般制度化することとし、所要の規定の整備を行った(就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定)。</p> <table border="1" data-bbox="1071 789 1694 974"> <thead> <tr> <th>採用内訳(専門的人材)</th> <th>採用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資戦略担当職員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>オルタナティブ運用担当職員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>委託資産管理・運用担当職員</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)について、在宅勤務といった就労環境の変化に対応した目標管理の方法や評価の考え方を習得するため、外部コンサルタントを活用した研修を実施した。</p> <p>また、令和3年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>(3) 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。</p>	採用内訳(専門的人材)	採用人数	投資戦略担当職員	3名	オルタナティブ運用担当職員	3名	委託資産管理・運用担当職員	2名	<p>・監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。</p> <p>・情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。</p> <p>人材の受入に伴う環境整備を図ることとされているのに対し、就労環境の整備として、「柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率性の向上」を図ることを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一環として暫定的に運用していた在宅勤務を一般制度化することとし、所要の規定の整備を行った。また、令和3年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。</p> <p>経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。</p> <p>情報セキュリティ対策については、有効性を評価</p>	<p>の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてPDCAサイクルの取組を強化すること、情報セキュリティ対策等に取り組むことが望まれる。</p> <p><その他事項> (外部有識者の意見) 特になし</p>
採用内訳(専門的人材)	採用人数													
投資戦略担当職員	3名													
オルタナティブ運用担当職員	3名													
委託資産管理・運用担当職員	2名													

<p>化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定すること。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。</p>	<p>な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、運用の高度化・多様化等に伴う高度専門人材の確保・育成・定着を図る。</p> <p>(2) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するための人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成</p>	<p>等を行う。</p> <p>(4) 高度専門人材の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明を行う。</p> <p>(5) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、専門人材を戦略的に確保及び育成するため</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入れに伴う環境整備を図ることにより、高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図っているか。</p> <p>(2) 高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図っている</p>	<p>(4) 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。</p> <p>(5) 職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。</p> <p>人材確保については、職員採用委員会において採用に関する基本的な考え方や募集職種の整理等を行った。</p> <p>また、専門人材の今後の採用(契約更新)、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化(マッピング)した。</p> <p>① 専門実務研修</p> <p>ア 運用専門職員による研修</p> <p>職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1549 1558 1646"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>234人</td> </tr> </table> <p>イ 外部有識者研修</p> <p>令和3年度は、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1822 1558 1919"> <tr> <td>研修回数</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>233人</td> </tr> </table>	研修回数	2回	参加延べ人数	234人	研修回数	3回	参加延べ人数	233人	<p>し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価することとされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を8名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含めた法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、9名の正規職員を採用した。なお、在宅勤務に関する規定の整備を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
研修回数	2回													
参加延べ人数	234人													
研修回数	3回													
参加延べ人数	233人													

<p>等を進めることにより、人材育成・強化を図る。</p>	<p>の人材確保・育成方針を策定するとともに、研修制度の充実や人材マップの作成等を進めることにより、人材育成・強化を図る。</p>	<p>か。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援しているか。</p> <p>(4) 運用の多様化・高度化、運用リスク管理の高度化等に対応する人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定しているか。また、研修制度の充実や人材マップの作成等により、人材育成・強化を行っているか。</p> <p>(5) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に</p>	<p>②内部統制等研修</p> <p>ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1035 296 1670 434"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回 (集合研修1回、eラーニング1回)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>346名</td> </tr> </table> <p>イ 新人研修 令和3年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1035 613 1670 795"> <tr> <td>研修回数</td> <td>10回 (4月、5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、2月、3月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>17名</td> </tr> </table> <p>ウ その他 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。令和3年度は、職員の自己啓発を主な目的としたSDGsに関する研修及びコミュニケーション力の向上を目的とした階層別研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1047 1020 1635 1115"> <tr> <td>研修回数</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>643名</td> </tr> </table> <p>エ コンプライアンス研修 コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス集合研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1035 1430 1670 1568"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回 (集合研修1回、eラーニング1回)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>366名</td> </tr> </table> <p>③専門資格取得等</p> <p>ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 資格取得者は令和3年度末で58名となっている。</p> <p>イ ITパスポート資格等の取得</p>	研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)	参加延べ人数	346名	研修回数	10回 (4月、5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、2月、3月)	参加延べ人数	17名	研修回数	5回	参加延べ人数	643名	研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)	参加延べ人数	366名	<p>(3) 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 人材確保については、職員採用委員会において、採用に関する基本的な考え方や募集職種の整理等を行っており、また、専門人材の今後の採用(契約更新)、配置、人材活用・強化に資することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関するスキルレベルを見える化(マッピング)していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)																				
参加延べ人数	346名																				
研修回数	10回 (4月、5月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、2月、3月)																				
参加延べ人数	17名																				
研修回数	5回																				
参加延べ人数	643名																				
研修回数	2回 (集合研修1回、eラーニング1回)																				
参加延べ人数	366名																				

<p>2. 調査研究 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられており、「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行うこと。 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるように体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 費用対効果</p>	<p>2. 調査研究 年金積立金の管理及び運用に関する調査研究について、将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、大学やシンクタンク等を始めとした法人外部のリソースも活用しつつ、「専ら被保険者の利益のため」という目的に即した調査研究等に取り組む。具体的には、基本ポートフォリオに係る調査研究や、運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資</p>	<p>2. 調査研究 (1) 経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオの理論や革新的な運用戦略を構築するための長期の調査研究を実施する。</p>	<p>分かりやすく説明を行っているか。</p>	<p>年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和3年度末のITパスポート資格者数は23名となっている。</p> <p>2. 調査研究 (1) 経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野から基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するためのプロジェクトとして、①「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究業務」、②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」、③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」に取り組んだ。（②は、①の調査研究に知見を活用すべく共同研究に参加しているもので、当法人はアンケートの質問作成や分析に対する助言を行った。）</p> <p>①「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究業務」 当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 他方で、ESGやSDGsを含むサステナビリティに関連する分野については、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。 当法人は、ESG等に関する調査研究を継続的に実施していく必要があると考えており、後述の「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」等の実施により、ESG・SDGs投資が効果を発揮するメカニズムを探究しているところだが、さらに、ESGやSDGsを含むサステナビリティに関連する広範な分野を全体的に把握することも重要だと考えており、今後、既存の研究のトレンドや今後の研究の方向性等を捕捉するための俯瞰研究（文献調査）を行うこととしている。令和3年度においては、令和2年度に実施した情報提供依頼の結果を踏まえ、こうした方向性について検討した。</p> <p>②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」 近年、SDGsの浸透やESGへの関心が高まる中、企業に対する評価基準や企業のステークホルダー（株主、顧客、従業員、供給者、社会、環境）への考え方が大きく変わってきており、株主資本主義から様々なステークホルダーに配慮した「ステークホルダー価値（株主、顧客、従業員、供給者、社会、環境の価値）」が重視される傾向が一層強まるとされ</p>		
---	--	---	-------------------------	--	--	--

<p>の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化すること。</p> <p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合は、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。</p>	<p>する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に積極的に取り組む。その際、高度専門人材を活用した法人内での体制整備、調査研究で得られたノウハウの法人内での蓄積及び人材育成の一層の推進に留意するとともに、法人外部のリソースを活用した調査研究を実施する場合には、情報漏えい対策等を徹底する。</p> <p>さらに、経営委員会の適切な関与の下、調査研究のテーマの設定、研究成果の達成目標の設定、評価、業務への活用等</p>	<p>(2) 運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活</p>		<p>ている。一方、企業自身はステークホルダー価値の向上を通じた企業収益拡大の正当性を、様々なステークホルダーに明確に説明することに苦慮している。</p> <p>国立大学法人京都大学では、このような「企業に対する社会の評価」と「企業自身が置かれている状況」とのギャップや、ステークホルダー価値を考慮した企業価値の実態を明らかにすることを目的として、「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究」が実施されたが、当法人は、この研究の一部として行われたアンケート調査について協力した。</p> <p>アンケート調査は、事業会社、機関投資家及び個人投資家といった幅広い組織や個人(以下、「主体」という。)に対してアンケートを実施した。アンケート結果では、全ての主体において、「コロナ禍において従業員や顧客の重要性が高まった、3年後には環境が最も重要である」と回答する傾向が目立った。また、事業会社は機関投資家に比べ、「ステークホルダー重視の取組みが株価に適切に反映されていない」と回答する傾向が見受けられた。このように、主体によって各ステークホルダーに対する重要度がどの程度違うかということや、ステークホルダー価値と株価の織り込み具合の関係性に関する認識はどの程度違うかといったことについての知見が新たに得られた。</p> <p>③「世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム」</p> <p>わが国においては、平成11年2月に無担保コール翌日物金利を0.15%に誘導することを決定して以来、平成12年と平成18年に二度解除されたことがあるものの、すっかりゼロ金利が定着している。導入当初は一時的な措置と考えられていたことが常態化し20年以上が経過した。長期金利についても平成28年に導入された長短金利操作によりゼロ%程度で推移するようコントロールされており、今般、1918年のスペイン風邪の流行以来、約100年ぶりに感染症が全世界で流行したことで、令和2年3月、米国FRBは平成27年12月以来のゼロ金利政策に復し、史上初めて米国においても長期金利が1%を割り込んだ。</p> <p>以上を踏まえ、世界のエコノミスト等にヒアリングし、なぜ超低金利となり、そして定着しているのか、今後、どれほどの時間軸で超低金利が継続するか等につきまとめ、あわせて、債券の期待リターン推計に関する知見を蓄積することとしており、令和3年度において、令和2年度に実施した情報提供依頼を基に、「日米欧における低金利定着のメカニズム」として論考をまとめた。</p> <p>(2) 運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究として、管理運用法人の業務課題を踏まえ、前項の①</p>		
--	--	--	--	--	--	--

	<p>の調査研究業務に係るPDCAサイクルの取組を強化する。その際、調査研究に関する費用対効果の適切な検証に努める。</p>	<p>動の推進、リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた官民の活動が、長期的な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等に係る調査研究については、管理運用法人の業務課題を踏まえながら、適時適切に実施する。</p> <p>（3）サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるESGの考慮について調査研究等を行う。</p> <p>（4）年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰</p>		<p>～③に加え、④「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」についての調査研究業務を行った。</p> <p>④「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」</p> <p>当法人では、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。このような取組を行う上で、ESG投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的なESGの取組を可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評価する必要がある。</p> <p>そうした検証を行うために、時間的な変遷や国別の差異の観点を含めた定量的な分析を行うとともに、市場の状況が変化したことによる影響についても、市場の状態を反映できるモデルを設定して分析した。</p> <p>この結果、ESG指数の組入れによりリスク・相関が低下し、ポートフォリオの効率性が上昇する可能性があること、WIN指数は市場状態によって親指数よりパフォーマンスが良くなる可能性があること、PRI署名数が増加するにつれてESGスコアが高いほど企業価値も高まる傾向が強まっていること、企業の高ESG評価が信用スプレッドを有意に低下させること等といった、ESG投資の有効性についての客観的な評価が得られた。</p> <p>（3）サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるESGを考慮するための調査研究として、（1）に記載した①「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究業務」、②「ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務」、（2）に記載した④「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」についての調査研究業務を行った。</p> <p>（4）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振</p>		
--	--	---	--	--	--	--

し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。

(5) 調査研究のテーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等の調査研究業務に係るPDCAサイクルの強化に向けた取組を行う。なお、調査研究の実施に当たっては、

(6) 「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に則して調査研究業務を行っているか。

興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awardsを創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、令和3年度においては、第5回GPIF Finance Awards表彰式及び受賞記念講演会を開催した。

(第5回 GPIF Finance Awards 受賞者)

氏名	役職
仲田 泰祐	東京大学准教授

(選考委員)

氏名	役職(選考時)
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
植田 和男	共立女子大学教授 東京大学名誉教授 (元運用委員会委員長)
翁 百合	(株)日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)
沖本 竜義	オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大学院准教授
米澤 康博	早稲田大学名誉教授 (元運用委員会委員長)

(5) 令和4年度の調査研究計画について、調査研究テーマの選定において、「目的(何のために)」と「目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認するとともに、事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというPDCAサイクルの取組を継続した。

なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。

(6) 「専ら被保険者の利益のため」という目的に即し、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資する調査研究業務を実施するためには、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定が行われるべきであり、令和4年度の調査研究計画において、各調査研究テーマの「目標(何を達成するか)」を設定するにあたり、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等を事前に想定し、調査研究テーマの選定を行った。

以上により、所期の目標を達成していると考ええる。

	<p>管理運用法人の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p> <p>(6) 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。</p> <p>(7) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>	<p>(7) 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備、調査研究によって得られたノウハウの蓄積及び人材育成の一層の推進を行っているか。</p> <p>(8) 費用対効果の検証を含め、調査研究業務の法律上の位置付け及び目的を十分に踏まえた研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等に係るPDCAサイクルの取組を強化しているか。その際、経営委員会の適切な関与の下で行っているか。</p>	<p>(6) 調査研究業務の統括を担う調査数理室が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1035 611 1659 1064"> <tr> <td rowspan="4">研究 テーマ</td> <td>E S G投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究(令和元年度より継続)</td> </tr> <tr> <td>投資におけるE S G及びSDG sの考慮に係る調査研究(令和2年度より継続)</td> </tr> <tr> <td>ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務(令和2年度より継続)</td> </tr> <tr> <td>世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム(令和2年度より継続)</td> </tr> </table> <p>(7) 情報収集・意見交換等 国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。</p> <table border="1" data-bbox="985 1245 1590 1344"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数</th> <th>参加延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門調査機関等主催会議</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	研究 テーマ	E S G投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究(令和元年度より継続)	投資におけるE S G及びSDG sの考慮に係る調査研究(令和2年度より継続)	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務(令和2年度より継続)	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム(令和2年度より継続)	内容	回数	参加延べ人数	専門調査機関等主催会議	30	30	<p>(7) 調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理室を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(8) 年金積立金の管理及び運用の収益を国庫に納付し、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するべく、年金積立金管理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定を行うこととしており、令和4年度の調査研究計画では、PDCAサイクルの取組として、調査研究テーマの選定段階において、中期計画に定める「目的(何のために)」との整合性や、「実務への応用方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等の「目標(何を達成するか)」を確認しており、調査研究の完了後に実施する実績評価においては、「実務への貢献」を踏まえた「目標」が達成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行った。</p> <p>また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
研究 テーマ	E S G投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究(令和元年度より継続)															
	投資におけるE S G及びSDG sの考慮に係る調査研究(令和2年度より継続)															
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務(令和2年度より継続)															
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム(令和2年度より継続)															
内容	回数	参加延べ人数														
専門調査機関等主催会議	30	30														

<p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づ</p>	<p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、内</p>	<p>(8) 調査研究等の実施に当たり、管理運用法人の業務上の秘密情報を提供する必要のある共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>また、選定先候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p> <p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>(1) 経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、</p>	<p>(9) 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底しているか。</p> <p>(10) 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図っているか。また、「独立行政法</p>	<p>(8) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。</p> <p>また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。</p> <p>3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化</p> <p>(1) 「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズ</p>	<p>(9) 委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。さらに、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹</p>
---	--	--	--	---	--

<p>き、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確</p>	<p>部統制等の体制の一層の強化を図る。具体的には、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民からより一層信頼される組織づくりを進める。そのため、他の民間金融機関等の例も参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要改善策を講ずる。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第</p>	<p>内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて、法令遵守・受託者責任等の徹底を図るとともに、投資原則・行動規範を遵守し、国民から一層信頼される組織づくりを進める。</p> <p>(2) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。</p> <p>また、運用</p>	<p>人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施しているか。さらに、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。</p> <p>その際、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するように求めているか。</p> <p>(11) 内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。また、法令等の遵守の確保等を</p>	<p>の投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>(2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和3年10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関するeラーニング及び全役職員を対象とした内部通報制度に関する周知を実施した。</p> <p>さらに、倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的としてコンプライアンス集合研修を実施し、役職員の意識向上を図った。</p> <p>また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上</p>	<p>底している。</p> <p>運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令遵守を求めるとともに、定期ミーティング等において遵守状況を確認している。日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考え</p> <p>(11) 内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考え</p>	
---	---	--	---	---	---	--

<p>保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。</p>	<p>受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>ための法務体制・機能の拡充・強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。</p>	<p>を図る取組みを実施した。</p> <p>② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。</p> <p>また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。</p> <p>また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p> <p>(3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。</p> <p>① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <p>ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点</p> <p>② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関></p>		
--	---	--	--	--	--	--

				<p>ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86 号 (86 号報告書) 等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、86 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p><資産管理機関></p> <p>ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86 号 (86 号報告書) 等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、86 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制の P D C A サイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況及び内部統制の情報と伝達に係る統制環境の整備状況の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、令和 3 年 4 月 1 日施行改正労働法の対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理状況の確認を、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査として外部運用委託先の管理の適正性・有効性及び運用受託機関・資産管理機関に係る事務過誤の管理状況の確認を、法人文書に関する内部監査として規程に基づく報告の取りまとめ状況及び法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

① 令和3年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を2回及び情報セキュリティ内部監査を1回それぞれ下表のとおり実施した。

② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。

内部監査実施期間	対象部室	備考
R3.5 ～ R3.9	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)
	企画部	
	調査数理室	
	運用リスク管理室	
	情報管理部	
	投資戦略部	
	運用管理部	
	市場運用部	
	オルタナティブ投資室	
	インハウス運用室	
	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
監査室		
R3.10 ～ R4.3	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ内部監査
	企画部	
	調査数理室	
	運用リスク管理室	
	情報管理部	
	投資戦略部	
	運用管理部	
	市場運用部	
	オルタナティブ投資室	
	インハウス運用室	
	法務室	
	経営委員会事務室	
	監査委員会事務室	
監査室		

③ 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

(5) 監査委員会監査

① 監査委員会による監査については、2020年度監査委員会監査計画(令和2年6月26日通知)、2021年度監査委員会監査計画(令和3年6月24日通知)に基づき、下表のとおり実施した。

年 月	対象部室等	実施内容等
R3.6	総務部	令和2年度決算(会計)監査
R3.6	理事長	令和2年度監査報告(内部統制を含む。)
R4.2 ～ R4.4	経営委員 (監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等(審議役、総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、法務室)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)
通年	全部室	理事長・理事との面談、投資委員会、経営企画会議その他重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等

② 令和3年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 令和3年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。

エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。

オ 監査委員会監査を(a)業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b)財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c)監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ず

べき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

(6) 会計監査人の監査

会計監査人による監査については、令和2年度の決算に係る会計監査及び令和3年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、令和2年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。

年 月	実施内容等
R3. 4~5	令和2年度の会計監査 (期中監査)
R3. 5~6	令和2年度の会計監査 (期末監査)
R3. 6	令和2年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R3. 11 ~ R4. 3	令和3年度の会計監査 (期中監査)

(7) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人(令和2年度から令和6年度の複数年契約)により、下表のとおり実施した。今年度においては、令和2年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。

なお、監査結果については、10月20日にCISOへ、10月21日に理事長へ報告した。

年 月	実施内容等
R3. 8	令和3年度の監査実施計画の承認
R3. 8 ~ R3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムの管理部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(情報管理部) ・基幹システムの利用部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(総務部、運用リスク管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運用室) ・RPA/EUCに関する管理部門に対するRPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(情報管理部、運用管理部)

<p>第3 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 平成 28 年の法改正によ</p>	<p>第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保</p>	<p>(3) コンプライアンス・オフィサーや法務室等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。内部通報・外部通報やハラスメントに関する相談等について適切に取り扱う。また、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見の収集を行う。</p> <p>(4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関するルールを徹底を図る。</p>	<p>(12) 法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講じているか。</p> <p>(13) 平成 29 年 10 月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監</p>	<table border="1" data-bbox="1012 69 1748 254"> <tr> <td>R3. 10</td> <td>報告書作成</td> </tr> <tr> <td>R3. 10</td> <td>監査報告会</td> </tr> </table> <p>(8) 法務室は、法務リスクに適切に対応するための外部弁護士ネットワークの活用を含めた内部統制体制を整備し、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。</p> <p>また、内部通報制度に関する昨今の情勢を踏まえ、令和 3 年 10 月に内部通報制度の透明性を高めることを目的として、法人外部に設置する内部通報窓口を顧問弁護士から外部の弁護士に変更した。</p> <p>コンプライアンス集合研修において、内部統制やコンプライアンスに関する知見を有する外部講師を招き、倫理規程や公的機関におけるコンプライアンス等について講義いただき、役職員の一層の理解を促した。</p> <p>(9) 金融事業者へ再就職をした元役員から、法律で義務付けられている離職後 2 年間の再就職の届出を受けたことから、速やかに経営委員会に報告した。</p> <p>第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保</p> <p>経営委員会は、令和 3 年度に 13 回開催し、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員職務の執行の監督等の業務を行った。</p> <p>【経営委員会開催実績】</p>	R3. 10	報告書作成	R3. 10	監査報告会	<p>(12) 金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に報告していることから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら運営しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
R3. 10	報告書作成									
R3. 10	監査報告会									

<p>り、平成 29 年 10 月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。</p> <p>経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の</p>	<p>経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長をはじめとした役員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し</p>	<p>経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長をはじめとした役員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し</p>	<p>査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。</p>	<p>第 5 4 回 令和 3 年 4 月 23 日 第 5 5 回 令和 3 年 5 月 24 日 第 5 6 回 令和 3 年 6 月 11 日 第 5 7 回 令和 3 年 6 月 28 日 第 5 8 回 令和 3 年 7 月 26 日 第 5 9 回 令和 3 年 9 月 22 日 第 6 0 回 令和 3 年 10 月 21 日 第 6 1 回 令和 3 年 11 月 12 日 第 6 2 回 令和 3 年 12 月 21 日 第 6 3 回 令和 4 年 1 月 13 日 第 6 4 回 令和 4 年 2 月 17 日 第 6 5 回 令和 4 年 3 月 10 日 第 6 6 回 令和 4 年 3 月 30 日</p> <p>監査委員会は、令和 3 年度に 14 回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>【監査委員会開催実績】</p> <p>第 6 4 回 令和 3 年 4 月 21 日 第 6 5 回 令和 3 年 5 月 20 日 第 6 6 回 令和 3 年 6 月 9 日 第 6 7 回 令和 3 年 6 月 24 日 第 6 8 回 令和 3 年 7 月 16 日 第 6 9 回 令和 3 年 8 月 2 日 第 7 0 回 令和 3 年 9 月 17 日 第 7 1 回 令和 3 年 10 月 19 日 第 7 2 回 令和 3 年 11 月 8 日 第 7 3 回 令和 3 年 12 月 16 日 第 7 4 回 令和 4 年 1 月 7 日 第 7 5 回 令和 4 年 2 月 14 日 第 7 6 回 令和 4 年 3 月 7 日 第 7 7 回 令和 4 年 3 月 25 日</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。</p> <p>管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。</p> <p>このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的な PDCA サイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>して意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。</p> <p>また、経営委</p>	<p>定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べる。このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガ</p>	<p>経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べる。このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガ</p>	<p>(14) 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。</p> <p>(15) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築を行っているか。</p>	<p>また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、第66回経営委員会（令和4年3月30日開催）において、令和3年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。</p> <p>令和2年度に実施した職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。</p> <p>また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。</p>	<p>(14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委員会において、令和3年度に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>(15) 職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

<p>員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。</p>	<p>の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。</p>	<p>バナンス改革の趣旨に沿って、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を少なくとも年1回実施する。</p>				
<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。 (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡充・強化した法務機能の運営状況について、その実効性を検証する。また、その結果や管理運用法人の置かれた状況などを踏まえ、必要に応じて、更なるガバナンス強</p>	<p>(16) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。</p>	<p>4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会は、ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況及び拡充・強化した法務機能の運営状況について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。</p>	<p>(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	

<p>会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本方針に基づき、監査委員会の機能強化等を実効性を向上させること。</p>	<p>(2) 監査及び監視の方針 監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。</p> <p>(3) 監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監査委員会は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監査報告を作成するとともに、次</p>	<p>化に資する提言・提案を行う。</p> <p>(2) コロナ禍を契機として開始したテレワークによる業務運営の状況について、業務の公正性・効率性の観点から検証する。</p> <p>(3) 監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。</p> <p>(4) 監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び</p>		<p>(2) 監査委員会は、業務監査を通じてテレワークによる業務運営の状況について検証し、就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定によりテレワーク取得の条件等が明確化され公正性が確保されたこと、及び各部署の業務特性に応じた業務の効率化の向上が図られていることを確認した。</p> <p>(3) 監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。</p> <p>(4) 監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室とは随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。</p> <p>監査委員会は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによって監査の実効性を向上さ</p>	<p>監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。</p>				
--	--	--------------------------------------	--	--	--	--

<p>5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人</p>	<p>せる。 (4) 内部諸規定に基づく業務運営の点検 監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。 5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府</p>	<p>5. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、クラ</p>	<p>(17) 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等における情報</p>	<p>5. 情報セキュリティ対策 ①令和3年7月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を年度内に実施した。 ②法人のネットワークシステムにCASB (Cloud Access Security Broker: クラウド監視サービス) を令和3年3月に構築・導入し、役職員のクラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。 ③情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施した。 ・役職員を対象に、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための政府統一基準群について解説した研修を実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を</p>	<p>(17) 令和3年7月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を年度内に実施した。 また、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年を引き続き実施した(4回)。さらに、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.5%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見</p>	
---	---	--	--	---	---	--

<p>の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。</p>	<p>のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化を行う。</p> <p>また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。</p>	<p>クラウドサービス利用時における情報セキュリティ対策の高度化の一環として前年度実装したCASB（Cloud Access Security Broker：クラウド監視サービス）の活用により、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、引き続き情報セキュリティ対策の高度化の検討を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。</p> <p>さらに、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマーク</p>	<p>管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。</p>	<p>1回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、昨年に引き続き、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施するとともに、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化した。 <p>④運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ202社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。 	<p>されなかった。</p> <p>運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
---	--	--	-------------------------------	--	---	--

	<p>による自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p> <p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>による自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p> <p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>		<p>6. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>7. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。</p>	<p>〈課題と対応〉 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--------------------------	--

4. その他参考情報
特になし